

災害対応マニュアル編

マニ
アル編

災害対応マニュアル編

第3編＜災害警戒・対策編＞

第1章 災害対応体制の構築

本部運用・職員動員（風水害）	M- 1
本部運用・職員動員（地震）	M- 3
本部運用・職員動員（原子力災害）	M- 5
本部運用・職員動員（突発事故等）	M- 7
要員の動員・確保	M- 9
気象情報等の伝達	M-10
東海地震に関連する情報発表時の対策	M-11
災害情報の収集・伝達	M-13
災害通信手段の確保	M-18
災害広報	M-19
災害応援要請（技術者の強制従事含む）	M-20
自衛隊の災害派遣要請	M-22
広域応援要請（県防災ヘリコプター応援要請、災害支援協定含む）	M-24
輸送確保	M-25
ボランティア活動	M-27

第2章 災害防除

事前措置	M-28
火災対策	M-29
水防対策	M-31
雪害対策	M-32
被災者救出	M-33
避難	M-35

第3章 都市機能の維持及び応急復旧

道路交通対策	M-37
河川施設等対策	M-39
ライフライン施設の応急対策	M-40
応急教育対策	M-42
学校保健の対策	M-44
文化財・その他文教関係の対策	M-45
その他公共施設等対策	M-46
防疫・保健衛生対策	M-47
廃棄物・し尿処理対策	M-49
遺体の搜索、処理及び埋葬	M-51
産業応急対策（危険物施設等）	M-53

第4章 被災者対策

医療・助産	M-54
保健活動、精神保健対策	M-57
避難行動要支援者対策	M-59
食料供給	M-61
給水	M-64
生活必需品物資供給	M-66

学用品支給..... M-68

災害義援金品の募集・配分..... M-70

罹災者の応急救助手続き等..... M-71

応急住宅対策..... M-72

建築物等安全対策..... M-74

愛玩動物等対策..... M-75

第4編＜災害復旧・復興編＞

第2章 被災者の生活再建

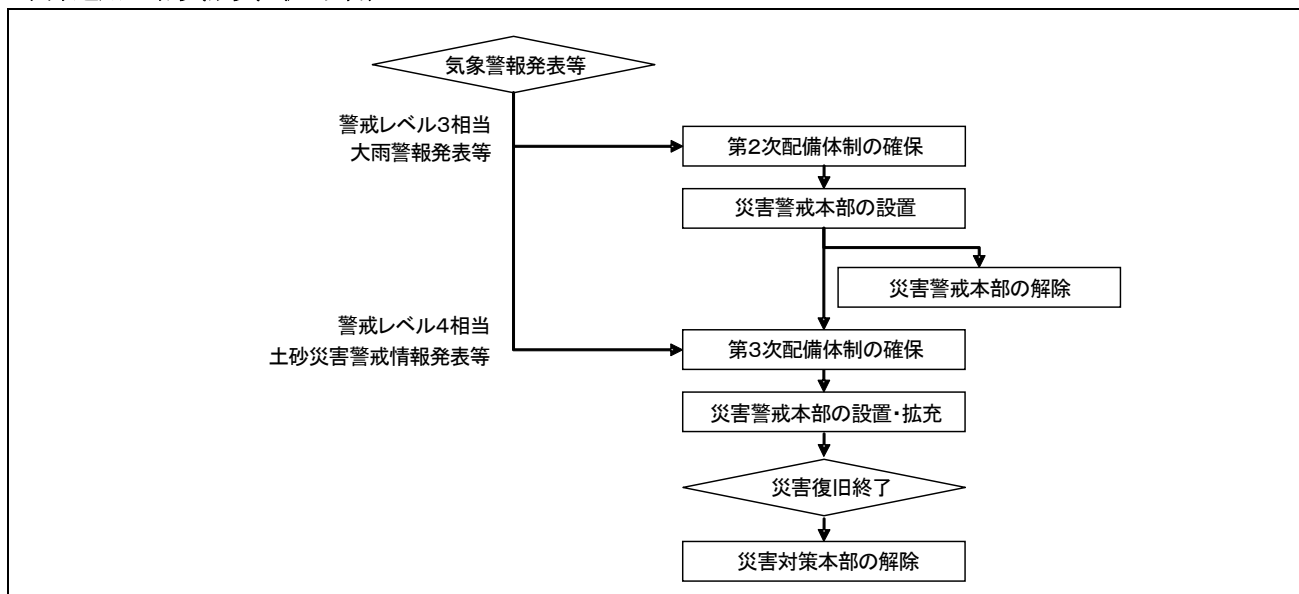
生活支援..... M-76

災害援護資金等貸与..... M-78

第3編＜災害警戒・対策編＞

第1章 災害対応体制の構築

本部運用・職員動員（風水害）

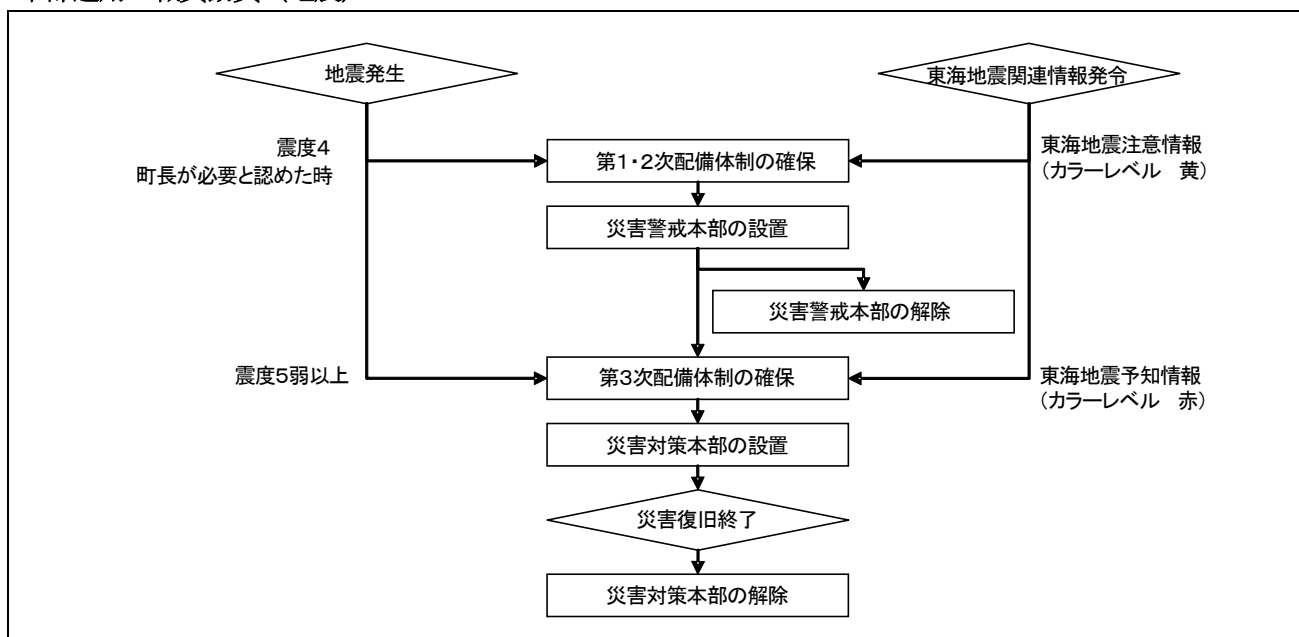


部門	班	業務内容	摘要
警戒レベル3相当 大雨警報発表等（第2次配備）			
1 事務部門は、第2次配備体制を確保する	1-1	1-1-1 防災担当は、気象警報等の情報を収集し、第2次配備体制の参集基準に該当していることを確認する	
		1-1-2 防災担当は、総務課長に、第2次配備体制を具申する	
	1-2	統括班は、第2次配備を発令する	
	1-3	統括班は、災害警戒本部を設置する	1-3-1 防災担当は、庁内に災害警戒本部を設置する
	1-4	統括班は、第2次配備体制の職員を動員する	1-4-1 防災担当は、配備計画に基づき庁内職員等にメール・庁内放送・庁内電話により、参集を伝達する
警戒レベル4相当 土砂災害警戒情報発表等（第3次配備）			
2 事務部門は、第3次配備体制を確保する	2-1	2-1-1 防災担当は、気象警報等の情報を収集し、第3次配備体制の参集基準に該当していることを確認する	
		2-1-2 防災担当は、町長に、第3次配備体制を具申する	
	2-2	統括班は、第3次配備を発令する	
	2-3	統括班は、災害対策本部を設置する	2-3-1 防災担当は、庁内に災害対策本部を設置する
	2-4	統括班は、第3次配備体制の職員を動員する	2-4-1 防災担当は、配備計画に基づき庁内職員等にメール・庁内放送・庁内電話により、参集を伝達する

マニュアル編

部門		班		業務内容		摘要
災害復旧終了等						
3	事務部門は、災害対策本部または災害警戒本部を解除する	3-1	統括班は、災害対策本部または災害警戒本部を解除する	3-1-1	防災担当は、災害対策本部または災害警戒本部の必要がなくなったことを確認した場合、本部長に災害対策本部または災害警戒本部の解除を具申する	
				3-1-2	防災担当は、配備人員に災害対策本部または災害警戒本部の解除を伝達する	
				3-1-3	防災担当は、協力団体等に災害対策本部または災害警戒本部の解除を連絡する	

本部運用・職員動員（地震）

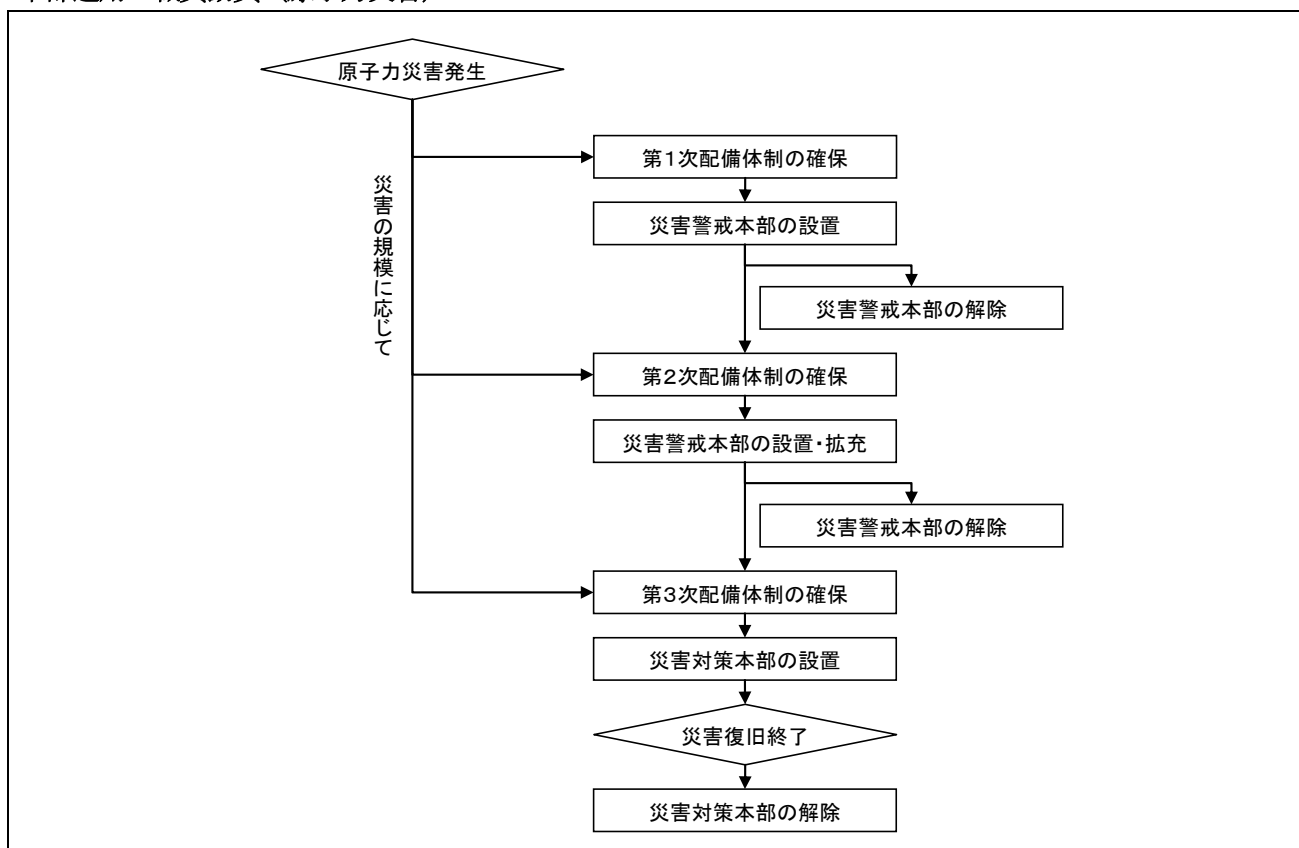


部門	班	業務内容	摘要
震度4地震発生、東海地震注意情報発表等（第1・2次配備）			
1 事務部門は、第1・2次配備体制を確保する	1-1	統括班は、第1・2次配備体制を確保する	1-1-1 防災担当は、気象警報等の情報を収集し、第1・2次配備体制の参集基準に該当していることを確認する
			1-1-2 防災担当は、総務課長に、第1・2次配備体制を具申する
	1-2	統括班は、第1・2次配備を発令する	
	1-3	統括班は、災害警戒本部を設置する	1-3-1 防災担当は、庁内に災害警戒本部を設置する
	1-4	統括班は、第1・2次配備体制の職員を動員する	1-4-1 防災担当は、配備計画に基づき庁内職員等にメール・庁内放送・庁内電話により、参集を伝達する
災害復旧終了等			
2 事務部門は、災害警戒本部を解除する	2-1	統括班は、災害警戒本部を解除する	2-1-1 防災担当は、災害警戒本部の必要がなくなったことを確認した場合、本部長に災害警戒本部の解除を具申する
			2-1-2 防災担当は、配備人員に災害警戒本部の解除を伝達する
			2-1-3 防災担当は、協力団体等に災害警戒本部の解除を連絡する

マニュアル編

部門		班		業務内容		摘要
特別警報・震度５弱以上地震発生、東海地震予知情報発表等（第３次配備）						
3	事務部門は、第３次配備体制を確保する	3-1	統括班は、第３次配備体制を確保する	3-1-1	防災担当は、気象警報等の情報を収集し、第３次配備体制の参集基準に該当していることを確認する	
				3-1-2	防災担当は、町長に、第３次配備体制を具申する	
		3-2	統括班は、第３次配備を発令する			
		3-3	統括班は、災害対策本部を設置する	2-3-1	防災担当は、庁内に災害対策本部を設置する	
		3-4	統括班は、第３次配備体制の職員を動員する	3-4-1	防災担当は、配備計画に基づき庁内職員等にメール・庁内放送・庁内電話により、参集を伝達する	
災害復旧終了等						
4	事務部門は、災害対策本部を解除する	4-1	統括班は、災害対策本部を解除する	4-1-1	防災担当は、災害対策本部の必要がなくなったことを確認した場合、本部長に災害対策本部の解除を具申する	
				4-1-2	防災担当は、配備人員に災害対策本部の解除を伝達する	
				4-1-3	防災担当は、協力団体等に災害対策本部の解除を連絡する	

本部運用・職員動員（原子力災害）

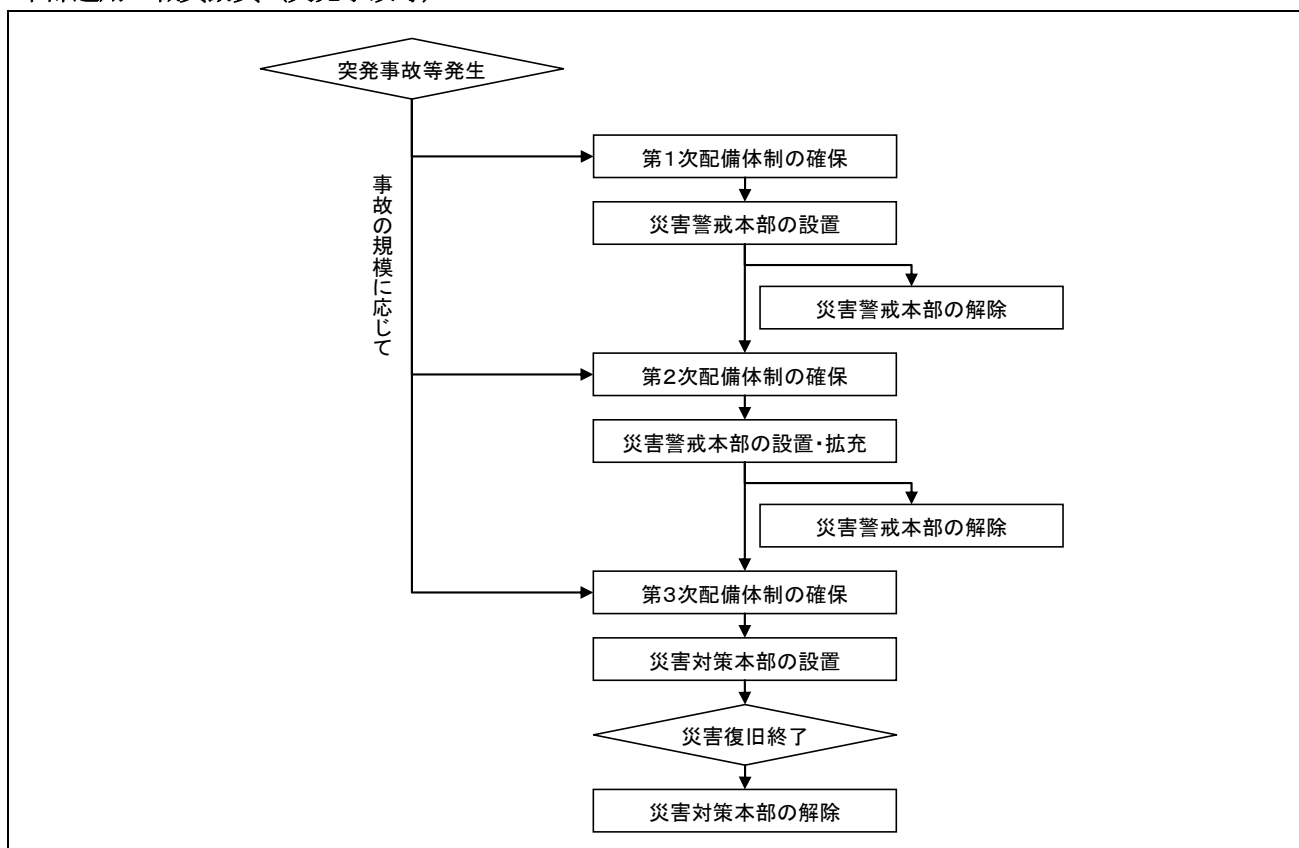


マニ
アル編

部門		班		業務内容		摘要
原子力災害発生						
1	総務課長は、配備体制を判断する	1-1	統括班は、災害の情報を収集し、配備体制を判断する	1-1-1	防災担当は、原子力災害の発生情報を収集・整理する	
				1-1-2	防災担当は、収集した情報に基づき総務課長に、必要な配備体制を具申する	
原災法第10条に該当しないが周辺環境に影響の恐れがある等（第1次配備）						
2	事務部門は、第1次配備体制を確保する	2-1	統括班は、第1次配備体制を確保する	2-1-1	防災担当は、原子力災害発生状況を把握し、第1次配備体制の参集基準に該当していることを確認する	
				2-1-2	防災担当は、総務課長に、第1次配備体制を具申する	
		2-2	統括班は、第1次配備を発令する			
		2-3	統括班は、災害警戒本部を設置する	2-3-1	防災担当は、庁内に災害警戒本部を設置する	
		2-4	統括班は、第1次配備体制の職員を動員する	2-4-1	防災担当は、配備計画に基づき庁内職員等にメール・庁内放送・庁内電話により、参集を伝達する	

部門		班		業務内容		摘要
原災法第10条に該当等（第2次配備）						
3	事務部門は、第2次配備体制を確保する	3-1	統括班は、第2次配備体制を確保する	3-1-1	防災担当は、原子力災害発生状況を把握し、第2次配備体制の参集基準に該当していることを確認する	
				3-1-2	防災担当は、参事に、第2次配備体制を具申する	
		3-2	統括班は、第2次配備を発令する			
		3-3	統括班は、災害警戒本部を設置する	3-3-1	防災担当は、庁内に災害警戒本部を設置する	
		3-4	統括班は、第2次配備体制の職員を動員する	3-4-1	防災担当は、配備計画に基づき庁内職員等にメール・庁内放送・庁内電話により、参集を伝達する	
原災法第15条に該当等（第3次配備）						
4	事務部門は、第3次配備体制を確保する	4-1	統括班は、第3次配備体制を確保する	4-1-1	防災担当は、原子力災害発生状況を把握し、第3次配備体制の参集基準に該当していることを確認する	
				4-1-2	防災担当は、町長に、第3次配備体制を具申する	
		4-2	統括班は、第3次配備を発令する			
		4-3	統括班は、災害対策本部を設置する	4-3-1	防災担当は、庁内に災害対策本部を設置する	
		4-4	統括班は、第3次配備体制の職員を動員する	4-4-1	防災担当は、配備計画に基づき庁内職員等にメール・庁内放送・庁内電話により、参集を伝達する	
災害復旧終了等						
5	事務部門は、災害対策本部または災害警戒本部を解除する	5-1	統括班は、災害対策本部または災害警戒本部を解除する	5-1-1	防災担当は、災害対策本部または災害警戒本部の必要がなくなったことを確認した場合、本部長に災害対策本部または災害警戒本部の解除を具申する	
				5-1-2	防災担当は、配備人員に災害対策本部または災害警戒本部の解除を伝達する	
				5-1-3	防災担当は、協力団体等に災害対策本部または災害警戒本部の解除を連絡する	

本部運用・職員動員（突発事故等）



マニ
アル編

部門		班		業務内容		摘要
突発事故等発生						
1	総務課長は、配備体制を判断する	1-1	統括班は、事故の情報を収集し、配備体制を判断する	1-1-1	防災担当は、突発事故等の発生情報を収集・整理する	
				1-1-2	防災担当は、収集した情報に基づき総務課長に、必要な配備体制を具申する	
事故の規模に応じて（第1次配備）						
2	事務部門は、第1次配備体制を確保する	2-1	統括班は、第1次配備体制を確保する	2-1-1	防災担当は、突発事故等発生状況を把握し、第1次配備体制の参集基準に該当していることを確認する	
				2-1-2	防災担当は、総務課長に、第1次配備体制を具申する	
		2-2	統括班は、第1次配備を発令する			
		2-3	統括班は、災害警戒本部を設置する	2-3-1	防災担当は、庁内に災害警戒本部を設置する	
		2-4	統括班は、第1次配備体制の職員を動員する	2-4-1	防災担当は、配備計画に基づき庁内職員等にメール・庁内放送・庁内電話により、参集を伝達する	

部門		班		業務内容		摘要
事故の規模に応じて（第2次配備）						
3	事務部門は、第2次配備体制を確保する	3-1	統括班は、第2次配備体制を確保する	3-1-1	防災担当は、突発事故等発生状況を把握し、第2次配備体制の参集基準に該当していることを確認する	
				3-1-2	防災担当は、参事に、第2次配備体制を具申する	
		3-2	統括班は、第2次配備を発令する			
		3-3	統括班は、災害警戒本部を設置する	3-3-1	防災担当は、庁内に災害警戒本部を設置する	
		3-4	統括班は、第2次配備体制の職員を動員する	3-4-1	防災担当は、配備計画に基づき庁内職員等にメール・庁内放送・庁内電話により、参集を伝達する	
事故の規模に応じて（第3次配備）						
4	事務部門は、第3次配備体制を確保する	4-1	統括班は、第3次配備体制を確保する	4-1-1	防災担当は、突発事故等発生状況を把握し、第3次配備体制の参集基準に該当していることを確認する	
				4-1-2	防災担当は、町長に、第3次配備体制を具申する	
		4-2	統括班は、第3次配備を発令する			
		4-3	統括班は、災害対策本部を設置する	4-3-1	防災担当は、庁内に災害対策本部を設置する	
		4-4	統括班は、第3次配備体制の職員を動員する	4-4-1	防災担当は、配備計画に基づき庁内職員等にメール・庁内放送・庁内電話により、参集を伝達する	
災害復旧終了等						
5	事務部門は、災害対策本部または災害警戒本部を解除する	5-1	統括班は、災害対策本部または災害警戒本部を解除する	5-1-1	防災担当は、災害対策本部または災害警戒本部の必要がなくなったことを確認した場合、本部長に災害対策本部または災害警戒本部の解除を具申する	
				5-1-2	防災担当は、配備人員に災害対策本部または災害警戒本部の解除を伝達する	
				5-1-3	防災担当は、協力団体等に災害対策本部または災害警戒本部の解除を連絡する	

要員の動員・確保

勤務時間外のみ

[宿日直]

災害情報の急報

職員動員

[事務部門・統括班]

配備体制の伝達

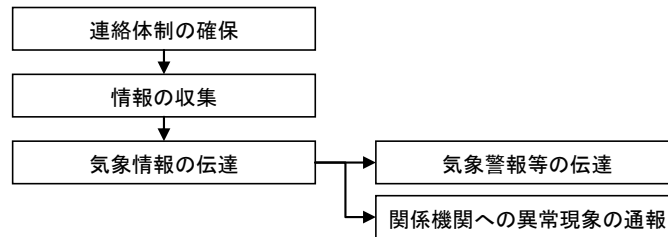
[各班長]

参集指示

動員名簿の作成

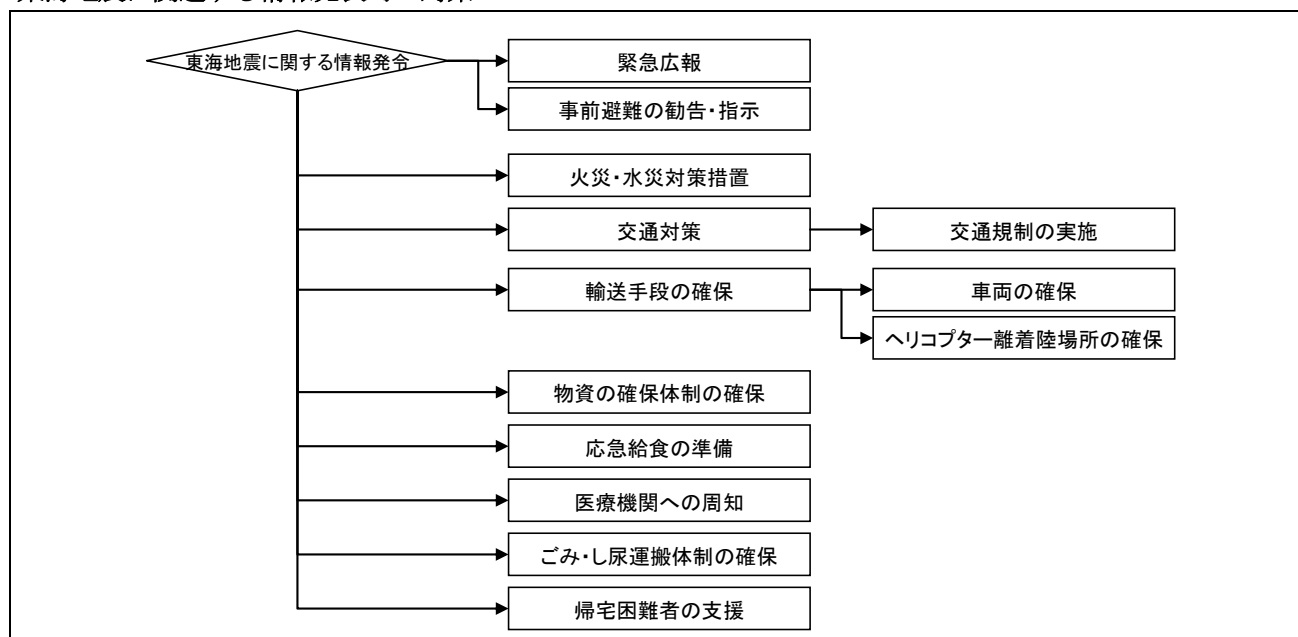
部	班	業務内容		摘要
勤務時間内				
1	事務部門は、配備体制情報を伝達する	1-1	統括班は、各班長に配備体制情報を伝達する	1-1-1 各班長に配備体制を伝達する
				1-1-2 メール・庁内放送・電話により配備体制情報を伝達する
2	各本部長は、職員を動員する	2-1	各班長は、配備対象職員に参集を指示する	
		2-2	各班長は、参集状況を把握する	
		2-3	各班長は、統括班に、動員状況を報告する	
勤務時間外				
3	事務部門は、配備体制情報を伝達する	3-1	宿日直は、総務課長、防災担当者に、総務課長は、町長、教育長、参事に災害の情報を急報する	
		3-2	宿日直は、警報当番班、関係職員等を、電話等により動員する	
		3-3	警報当番班は、職員及び消防団員の出動を要する場合、メールまたは防災行政無線、サイレン作動による処置をとる	
		3-4	統括班は、各班長に配備体制情報を伝達する	3-4-1 各班長に配備体制を伝達する
4	各部門長は、職員を動員する	4-1	各班長は、配備対象職員に参集を指示する	
		4-2	各班長は、参集状況を把握する	
		4-3	各班長は、統括班に、動員状況を報告する	

気象情報等の伝達



部門	班	業務内容	摘要
1 事務部門は、気象情報を把握する	1-1 統括班は、可茂県事務所との連絡体制を確保する		
	1-2 統括班は、各関係機関から情報を収集する	1-2-1 防災担当は、県防災行政無線・防災FAXにより、気象警報等の情報の全文及びそれらの対策に係る指示事項を収集する	S-12 気象情報等の伝達系統
		1-2-2 防災担当は、NTT岐阜情報案内センターより気象警報の発信日時、発令・解除の区分、内容等を収集する	S-13 気象予報等の発表基準
2 事務部門は、気象情報を伝達する	2-1 統括班は、収集した気象警報等を必要に応じて伝達する ※勤務時間外は宿日直者が担当する	2-1-1 防災担当は、必要に応じて関係機関に気象情報等を伝達する	
		2-1-2 防災担当は、必要に応じて町防災行政無線により気象情報等を住民に伝達する	
異常現象通報時（火災、水災、その他）			
3 事務部門は、異常現象の情報を通報する	3-1 統括班は、関係機関に異常現象の情報を通報する	3-1-1 防災担当は、岐阜地方気象台に気象及び地震に関する異常現象の情報を通報する	
		3-1-2 防災担当は、可茂県事務所に異常現象によって予想される災害と関係する機関を通報する	
		3-1-3 防災担当は、隣接市町に異常現象によって予想される災害を通報する。	

東海地震に関連する情報発表時の対策



部	班	業務内容	摘要
1 事務部門は、東海地震に関連する情報を整理する		1-1-1 防災担当は、東海地震予知情報、東海地震注意情報の発表を確認する	S-17 東海地震に関連する情報
2 事務部門は、東海地震に関連する情報の広報を実施する	2-1 通信班は、緊急広報を実施する	2-1-1 企画担当は、広報する情報を整理する	S-17 東海地震に関連する情報発令時の広報事項
		2-1-2 企画担当は、ケーブルテレビ、ホームページ、広報車等により、情報を伝達する	
		2-1-3 企画担当は、報道機関に、情報を提供する	
3 事務部門は、問い合わせに対応する	3-1 情報班は、問い合わせ窓口を設置し、問い合わせに対応する	3-1-1 税務担当は、問い合わせ窓口を設置する	
		3-1-2 税務担当は、居住者からの問い合わせに対応する	
4 事務部門は、事前避難対策を実施する	4-1 統括班は、事前避難を勧告、指示する	4-1-1 防災担当は、警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区の住民に対し、避難の勧告、指示を実施する	S-18 事前避難体制
		4-1-2 防災担当は、避難者に対し、警戒宣言発令時対策実施状況の周知、飲料水、寝具等の供与等の措置をとる	
5 消防対策部門は、消防・水防対策を実施する	5-1 消防団本部は、警戒宣言が発令された場合、消防対策を実施する	5-1-1 消防団本部は、地震発生後の火災発生に備え、消防対策措置を実施する	S-18 東海地震に関する情報発令時の消防対策措置

部		班		業務内容		摘要
		5-2	消防団本部は、警戒宣言が発令された場合、水防対策を実施する	5-1-2	消防団本部は、地震発生後の水害発生に備え、水害予防措置を実施する	S-18 東海地震に関する情報発令時の水防予防措置
6	インフラ部門は、交通対策を実施する	6-1	被害調査班は、道路危険箇所に係る管理上必要な措置をとる	6-1-1	建設担当は、道路危険箇所において交通規制を実施する等の措置をとる	
				6-1-2	通信班企画担当は、住民に、実施した措置について広報する	
7	事務部門は、車両による輸送手段を確保する	7-1	統括班は、車両を確保する	7-1-1	行政担当は、緊急輸送実施のための車両を調達する	
				7-1-2	行政担当は、県に要請またはあつせんを依頼する	
8	事務部門は、ヘリコプターによる輸送手段を確保する	8-1	統括班は、ヘリコプターの離着陸場所を確保する	8-1-1	防災担当は、ヘリコプターが安全に離着陸できる場所を確保し、県に報告する	
9	住民部門は、物資の確保対策を実施する	9-1	物資・食料管理供給班は、物資の確保体制を確保する	9-1-1	生涯学習担当は、生産者、卸売業者、大型小売業者等に、物資の保管および放出準備等を要請し、物資の調達体制を確保する	
10	住民部門は、応急給食の実施体制を確保する	10-1	炊き出し班は、応急給食の準備を行う	10-1-1	給食センターは、応急給食のための要員、資機材、運搬手段等を確保する	
11	住民部門は、医療・助産対策を実施する	11-1	医療班は、警戒宣言発令を周知する	11-1-1	保健担当は、各医療機関に警戒宣言発令を伝達し、医師等の職員および外来、入院患者等に対して周知するよう要請する	
				11-1-2	保健担当は、各医療機関に防災処置の実施を要請する	S-19 病院(診療所)防災措置
		11-2	医療班は、医薬品等の確保体制を確保する	11-2-1	保健担当は、製薬業者等に、医薬品等の保管および放出準備等を要請する	
12	インフラ部門は、清掃対策の準備を行う	12-1	被害調査班は、ごみまたはし尿の収集運搬体制を確保する	12-1-1	環境担当は、本部職員と委託ごみ収集業者をもって、ごみ収集運搬チームを編成する準備を行う	S-67 ごみ収集運搬チームの編成
				12-1-2	環境担当は、ごみまたはし尿収集のための車両の確保を準備する	
		12-2	被害調査班は、仮設トイレ設置のための準備を行う	12-2-1	環境担当は、仮設トイレ設置のための資機材の調達準備を行う	
13	インフラ部門は、防疫のための準備を行う	13-1	被害調査班は、防疫用資機材、防疫薬剤等の確保体制を確保する	13-1-1	環境担当は、協力業者に、防疫用資機材、防疫薬剤等の保管および放出準備等を要請する	
14	住民部門は、帰宅困難者対策を実施する	14-1	避難所開設班は、帰宅困難者を支援する	14-1-1	窓口・保険担当は、安否確認の支援、被害情報の伝達、避難所の提供等、帰宅のための支援を行う	

災害情報の収集・伝達

[各班] 災害情報の収集 被害状況等の調査 連絡 ↑ 報告 ↓ [統括班] 災害情報の集約						
部門	班	業務内容		摘要		
1 各部門は情報を収集・報告する	1-1	各班は異常現象等の情報を収集する				
	1-2	各班は、統括班、消防機関等に、異常現象を通報する				
	1-3	各班は、被害状況及び災害応急対策実施状況を調査し、とりまとめる				
	1-4	各班は、統括班に、とりまとめた情報を報告する				
2 事務部門は、災害情報等を可茂県事務所に報告する	2-1	統括班は、住民もしくは関係機関からの情報、自ら行った災害防護応急措置等を可茂県事務所に報告する		2-1-1	防災担当は、下記の事項を可茂県事務所に報告する ・発生日時・場所 ・人命・住家の被害状況 ・道路の不通状況 ・避難状況・応急活動状況 ・死傷者の発生した原因 ・大規模な公共建造物の被害 ・自衛隊の災害派遣の要否 ※直接県本部に報告した場合、遅滞なく可茂県事務所に報告する	S-20 被害状況の調査機関 S-21 被害状況等の報告系統 S-21 調査報告の種別 S-21 調査報告を要する災害の規模 F-5 即時報告（災害速報）
3 事務部門は、人命、住家の被害等の情報を収集し、報告する	3-1	統括班は、人命、住家の被害あるいは、これに関する情報を収集・整理する	3-1-1	税務担当は、区長、民生委員、川辺交番等から人命、住家の被害あるいは、これに関する情報を収集する	S-20 被害状況の調査機関 S-21 調査報告の種別	
			3-1-2	防災担当は、収集した情報をもとに住家等一般被害状況等(概況)を整理する	F-6 住家等一般被害状況等報告書	
4 事務部門は、人命、住家の被害等の詳細情報を収集し、報告する	4-1	情報班は、人命、住家の被害あるいは、これに関して詳細調査を実施する	4-1-1	税務担当は、調査員を派遣し、世帯別に住家等一般被害調査を実施する	S-22 住家等一般被害状況の判定基準	
			4-1-2	税務担当は、住家等一般被害調査結果を集計し、確定被害を整理する	F-7 住家等一般被害調査表	
	4-2	情報班は、関係機関に住家等一般被害状況等の詳細情報を報告する	4-2-1	税務担当は、統括班に整理した住家等一般被害調査表を提供する		
			4-2-2	税務担当は、調査結果を報告書にまとめ、可茂県事務所に提出する	F-6 住家等一般被害状況等報告書	

部門		班		業務内容		摘要
5	住民部門は、社会福祉施設の被害等の情報を収集し、報告する	5-1	安否確認班は、社会福祉施設の被害に関する情報を収集・整理する	5-1-1	福祉担当は、老人保健施設、町内こども園等から被害に関する情報を収集する	S-20 被害状況の調査機関 S-21 調査報告の種別
				5-1-2	福祉担当は、収集した情報をもとに社会福祉施設被害状況等を整理する	F-8 社会福祉施設等被害状況等報告書
		5-2	安否確認班は、関係機関に社会福祉施設の被害状況等を報告する	5-2-1	福祉担当は、社会福祉施設の確定被害を整理し統括班に提供する	F-9 社会福祉施設等被害調査表
				5-2-2	福祉担当は、被害状況を報告書にまとめ、可茂県事務所に提出する	F-8 社会福祉施設等被害状況等報告書
6	住民部門は、診療施設の被害等の情報を収集し、報告する	6-1	医療班は、診療施設の被害に関する情報を収集・整理する	6-1-1	保健担当は、各診療施設から被害に関する情報を収集する	S-20 被害状況の調査機関 S-21 調査報告の種別
				6-1-2	保健担当は、収集した情報をもとに医療衛生施設被害状況等を整理する	F-10 医療衛生施設被害状況等報告書
		6-2	医療班は、その他医療機関に被害があった場合、被害調査を実施する	6-2-1	保健担当は、被害があった医療機関に調査員を派遣し、医師会の協力を得て被害調査を実施する	
				6-2-2	保健担当は、被害調査結果を整理する	F-10 医療衛生施設被害状況等報告書
		6-3	医療班は、関係機関に診療施設の被害状況等を報告する	6-3-1	保健担当は、統括班に整理した医療衛生施設被害状況等報告書を提出する	
				6-3-2	保健担当は、可茂県事務所に整理した医療衛生施設被害状況等報告書を提出する	
7	インフラ部門は、水道施設の被害等の情報を収集し、報告する	7-1	被害調査班は、水道施設の被害に関する情報を収集・整理する	7-1-1	上下水道工務担当は、各水道施設の被害に関する情報を収集する	
				7-1-2	上下水道工務担当は、収集した情報をもとに医療衛生施設被害状況等を整理する	F-10 医療衛生施設被害状況等報告書 F-11 医療衛生施設被害状況報告書(水道施設)
		7-2	被害調査班は、関係機関に水道施設の被害状況等を報告する	7-2-1	上下水道工務担当は、統括班に整理した医療衛生施設被害状況等報告書を提出する。	

部門		班		業務内容		摘要
				7-2-2	上下水道工務担当は、可茂県事務所に整理した医療衛生施設被害状況等報告書を提出する	
8	インフラ部門は、清掃施設の被害等の情報を収集し、報告する	8-1	被害調査班は、清掃施設の被害に関する情報を収集・整理する	8-1-1	環境担当は、各清掃施設の被害に関する情報を収集する	
				8-1-2	環境担当は、収集した情報をもとに医療衛生施設被害状況等を整理する	F-10 医療衛生施設被害状況等報告書
		8-2	被害調査班は、関係機関に清掃施設の被害状況等を報告する	8-2-1	環境担当は、統括班に整理した医療衛生施設被害状況等報告書を提出する	
				8-2-2	環境担当は、可茂県事務所に整理した医療衛生施設被害状況等報告書を提出する	
9	インフラ部門は、商工業施設の被害等の情報を収集し、報告する	9-1	被害調査班は、商工業施設の被害に関する情報を収集・整理する	9-1-1	農林商工担当は、被害があった商工業施設に調査員を派遣し、商工業施設の被害調査を実施する	S-23 商工業施設被害の調査、計上の留意事項
				9-1-2	農林商工担当は、被害調査結果を整理する	F-12 商工業関係被害状況等報告書
		9-2	被害調査班は、関係機関に商工業施設の被害状況等を報告する	9-2-1	農林商工担当は、統括班に整理した商工業関係被害状況を報告する	
				9-2-2	農林商工担当は、可茂県事務所に整理した商工業関係被害状況等報告書を提出する	
10	インフラ部門は、観光施設の被害等の情報を収集し、報告する	10-1	被害調査班は、観光施設の被害に関する情報を収集・整理する	10-1-1	農林商工担当は、被害があった観光施設に調査員を派遣し、観光施設の被害調査を実施する	S-23 観光施設被害の調査、計上の留意事項
				10-1-2	農林商工担当は、被害調査結果を整理する	F-13 観光施設被害状況等報告書
		10-2	被害調査班は、関係機関に観光施設の被害状況等を報告する	10-2-1	農林商工担当は、統括班に整理した観光施設被害状況を報告する。	
				10-2-2	農林商工担当は、可茂県事務所に整理した観光施設被害状況等報告書を提出する。	
11	インフラ部門は、農業関係の被害等の情報を収集し、報告する	11-1	被害調査班は、農業関係の被害に関する情報を収集・整理する	11-1-1	農林商工担当は、被害があった田畑等に調査員を派遣し、農業協同組合職員等の協力を得て農業関係の被害調査を実施する。調査には、可茂県事務所農業関係職員の立会いも求める	S-23 農地等の被害区分
				11-1-2	農林商工担当は、被害調査結果を整理する。	F-14 農業関係の被害状況等報告書(1)～(4)

部門		班		業務内容		摘要
12	インフラ部門は、 林業関係の被害等 の情報を収集し、 報告する	11-2	被害調査班は、関係機関に 農業関係の被害状況等を報 告する	11-2-1	農林商工担当は、統括班に整理し た農業関係の被害状況を報告する	
				11-2-2	農林商工担当は、可茂県事務所に 整理した農業関係被害状況報告書 を提出する	
		12-1	被害調査班は、林業関係の 被害に関する情報を収集・ 整理する	12-1-1	農林商工担当は、被害があった林 地に調査員を派遣し、森林組員の 協力を得て林業関係の被害調査 を実施する	S-20 被害状況の 調査機関 S-21 調査報告の 種別 S-24 林業の被害 状況調査方法
				12-1-2	農林商工担当は、被害調査結果を 整理する	F-19 林業関係の 被害状況等報告書 (1)～(9)
				12-1-3	農林商工担当は、以下の被害を発 見した場合可茂県事務所に連絡す る 1. 施工中の県営事業及び補助事業 に関連のある被害 2. 県有林（部分林含む）の立木及 び林地被害 3. 県有種地の苗木等の被害	
		12-2	被害調査班は、関係機関に 林業関係の被害状況等を報 告する	12-2-1	農林商工担当は、統括班に整理し た林業関係の被害状況を報告する	
				12-2-2	農林商工担当は、可茂県事務所に 整理した林業関係の被害状況を報 告する	F-19 林業関係の被 害状況等報告書 (1)～(9)
		13-1	被害調査班は、土木施設の 被害に関する情報を収集・ 整理する	13-1-1	建設担当は、被害地区に調査員を 派遣し、可茂県事務所と共同で町 道のほか県維持管理施設について も被害調査を実施する	S-20 被害状況の 調査機関 S-21 調査報告の 種別
				13-1-2	建設担当は、被害調査結果を整理 する	F-29 土木施設被 害状況等報告書
		13-2	被害調査班は、関係機関に 土木施設の被害状況等を報 告する	13-2-1	建設担当は、統括班に整理した土 木施設被害状況を報告する	
				13-2-2	建設担当は、可茂県事務所に整理 した土木施設被害状況を報告する	F-29 土木施設被 害状況等報告書
14	インフラ部門は、 都市施設の被害等 の情報を収集し、 報告する	14-1	インフラ庶務班は、都市施 設の被害に関する情報を収 集・整理する	14-1-1	管理・庶務担当は、被害があった 都市施設に調査員を派遣し、都市 施設の被害調査を実施する	S-20 被害状況の 調査機関 S-21 調査報告の 種別
				14-1-2	管理・庶務担当は、被害調査結果 を整理する	F-31 都市施設被 害状況報告書
		14-2	インフラ庶務班は、関係機 関に都市施設の被害状況等	14-2-1	管理・庶務担当は、統括班に整理 し都市光施設被害状況を報告する	

部門		班		業務内容		摘要
			を報告する	14-2-2	管理・庶務担当は、可茂県事務所に整理した都市施設被害状況報告書を提出する	F-31 都市施設被害状況報告書
15	住民部門は、教育関係施設の被害等の情報を収集し、報告する	15-1	学校・こども園調整班は、教育関係施設の被害に関する情報を収集・整理する	15-1-1	教育総務担当は、町立の教育施設及び町地域内の文化財に調査員を派遣し、教育関連施設の被害調査を実施する	
				15-1-2	教育総務担当は、収集した情報をもとに教育関係施設被害状況等を整理する	F-32 教育・文化関係被害状況等報告書
		15-2	学校・こども園調整班は、関係機関に教育関係施設の被害状況等を報告する	15-2-1	教育総務担当は、統括班に整理した教育関係施設被害状況を報告する	
				15-2-2	教育総務担当は、可茂県事務所に整理した教育関係施設被害状況等報告書を提出する	F-32 教育・文化関係被害状況等報告書
16	事務部門は、町有財産の被害等の情報を収集し、報告する	16-1	庶務班は、町有財産の被害に関する情報を収集・整理する	16-1-1	財政担当は、各施設管理者から町有財産の被害情報を収集する	
				16-1-2	財政担当は、収集した情報をもとに町有財産被害状況等を整理する	F-35 町有財産被害調査表
		16-2	庶務班は、関係機関に町有財産の被害状況等を報告する	16-2-1	財政担当は、統括班に整理した町有財産被害状況を報告する	
				16-2-2	財政担当は、可茂県事務所に整理した町有財産被害状況等報告書を提出する	F-34 町有財産被害状況等報告書
17	消防対策部門は、消防団員の活動情報を収集し、報告する	17-1	消防団本部は、災害時における消防機関の活動情報を収集・整理する	17-1-1	副団長は、消防団分団長から出動月日に活動状況の報告を受ける	
				17-1-2	副団長は、収集した報告をもとに消防団員の活動状況を整理する	F-36 消防職団員活動状況報告書 (概況・中間・確定)
		17-2	消防団本部は、関係機関に消防団員活動状況を報告する	17-2-1	副団長は、統括班に整理した消防団員の活動状況を報告する	
				17-2-2	副団長は、可茂県事務所に整理した消防団員の活動状況を報告する	

災害通信手段の確保

通信手段の利用可能状況の確認

↓

通信手段の確保

→

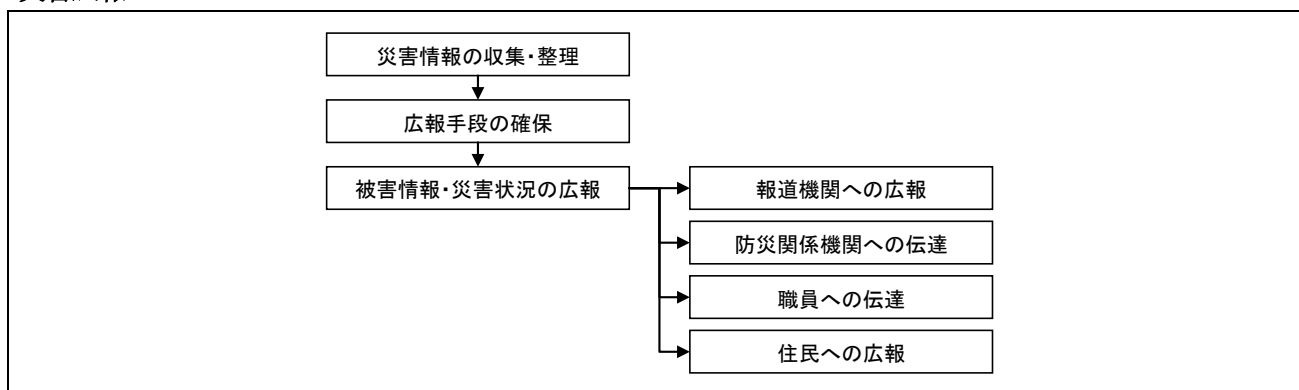
防災行政無線の確保

→

他機関の通信施設の利用調整

部門		班		業務内容		摘要
1	事務部門は、災害時における通信手段を確保する	1-1	庶務班は、各関係機関との連絡手段が利用可能であることを確認する	1-1-1	財政担当は、電話が利用可能であることを確認する	S-25 岐阜県防災行政無線システム系統図
				1-1-2	財政担当は、県防災行政無線、町防災行政無線（同報系、移動系）が利用可能であることを確認する	
2	事務部門は、有線通信途絶時における通信手段を確保する	2-1	庶務班は、有線通信途絶の場合、各班の連絡窓口となる	2-1-1	財政担当、会計室は、県本部及び可茂県事務所との連絡は県防災行政無線を利用する	S-25 利用可能な通信施設・方法
				2-1-2	財政担当は、被災現地と町本部及び各施設との通信、通報は町防災行政無線（同報系、移動系）を利用する	
		2-2	庶務班は、県及び町防災行政無線が不通となった場合、他機関の施設等を利用する	2-2-1	財政担当は、最寄り警察機関に通信の要請を行い、警察電話を利用する	S-26 通信施設の利用調整
				2-2-2	財政担当は、消防、水防あるいは避難に関する指示等の信号は、それぞれの計画で定めるサイレン、半鐘等の信号を利用する	
				2-2-3	財政担当は、町民に対する徹底事項は町広報車によって広報する	
				2-2-4	財政担当は、あらゆる通信施設が利用できない場合は急使を派遣して行う	

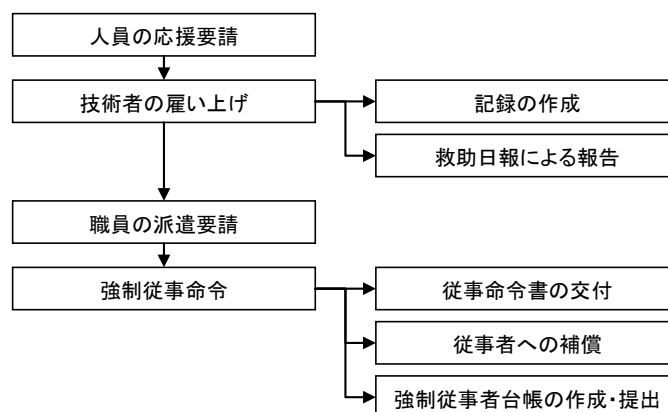
災害広報



部門	班	業務内容	概要
1 各部門は、被害状況その他災害情報を収集・整理する	1-1 被害調査班は、被害状況その他災害情報を収集する	1-1-1 被害調査班長は、班員を現地に派遣し、災害現場写真を撮影する	
		1-1-2 被害調査班員は、関係機関その他住民等が撮影した写真を収集する	
		1-1-3 被害調査班員は、その他現地における資料を収集する	
	1-2 統括班は、収集した情報を整理する	1-2-1 防災担当は、以下の内容について整理する 1. 災害の状況 2. 避難 ・避難勧告等の指示内容 ・居住者がとるべき行動 3. 応急対策活動の状況 4. その他住民生活 ・被災者の安否情報 ・食料、飲料水等に供給情報 ・水道、電気の二次災害防止 ・防疫 ・臨時災害相談所の開設 ・流言飛語の防止	S-27 広報内容 S-27 災害警備広報
2 事務部門は、被害状況その他災害情報を広報する	2-1 通信班は、広報手段を確保する	2-1-1 企画担当は、広報車両、掲示板を確保する	
	2-2 通信班は、被害状況その他災害情報を広報する	2-2-1 企画担当は、報道機関へ口頭・文書・電話にて情報を発表する	
		2-2-2 企画担当は、各防災関係機関へ電話・連絡員の派遣・県及び町防災行政無線にて伝達する	
		2-2-3 企画担当は、庁舎内の職員へは庁内放送・電話・口頭にて伝達する	
	2-3 通信班は、被害の概要、応急対策の実施状況等について周知を図る	2-3-1 企画担当は、被害状況とその対策の実施状況及び注意事項や協力要請について広報車・町防災行政無線にて住民に広報する	
		2-3-2 企画担当は、上記について広報紙・チラシ・掲示板にて周知を図る	

マニュアル編

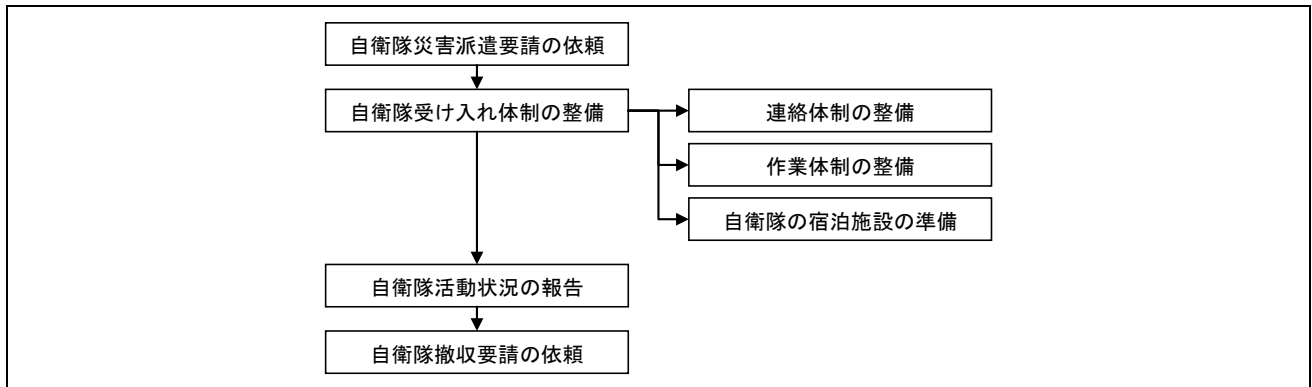
災害応援要請（技術者の強制従事含む）



部門	班	業務内容	摘要
1 各部門は、必要人員を確保できない場合は可茂県事務所に応援要請する	1-1 各班は、可茂県事務所の関連する班に応援要請する。応援の要請にあたっては以下の事項を明示する ・従事すべき作業の内容 ・所要人員(男女の別) ・就労の期間 ・集合場所(要員移送方法) ・携行品その他必要事項	1-1-1 医療関係者が不足する場合は、可茂県事務所に応援要請する	
		1-1-2 土木建築関係者が不足する場合は、可茂県事務所に応援要請する	
		1-1-3 水道工事関係者が不足する場合は、可茂県事務所に応援要請する	
		1-1-4 家畜医療関係者が不足する場合は、可茂県事務所に応援要請する	
2 各部門は、災害応急対策の実施にあたり技術者等を雇い上げる	2-1 各班は、災害応急対策の実施にあたって特殊な作業のために必要な技術者等を雇い上げる	2-1-1 必要な技術者等を雇い上げる	S-9 災害救助法による基準等
		2-1-2 雇い上げに関する記録を作成し、整備保管する	F-39 労務者出役表 F-40 賃金台帳
		2-1-3 雇い上げの状況を「救助日報」により毎日、可茂県事務所を経由して県本部に報告する	F-41 救助日報
3 事務部門は、災害応急対策または災害復旧にあたり国、県及び他市町村の職員の派遣を要請する	3-1 統括班は、災害応急対策または災害復旧のために必要があるときは、国、県及び他市町村の職員の派遣を要請する	3-1-1 防災担当は、国（地方行政機関）に職員の派遣を要請する	
		3-1-2 防災担当は、県の職員に派遣を要請する	
		3-1-3 防災担当は、他市町村に職員の派遣を要請する	
4 各部門において人員が不足し他に補充の方法が無い場合は強制従事させる	4-1 各班は、災害応急対策の実施にあたり人員が不足し他に補充の方法が無い場合は従事命令等を発する	4-1-1 消防作業の場合、消防吏員又は消防団員は、火災現場付近にある者を従事させる	S-11 強制従事命令による要員確保
		4-1-2 水防作業の場合、水防管理者又は消防機関の長は、区域内に居住する者又は水防の現場にある者を従事させる	S-11 強制従事命令による要員確保

部門		班		業務内容		摘要
				4-1-3	災害応急対策全般の場合、町民又は当該応急措置を実施する現場にある者を従事させる	S-11 強制従事命令による要員確保
		4-2	各班は、県知事（町長に委任した場合は町長を含む）が従事命令等を発する場合に令書を交付する	4-2-1	従事命令又は協力命令を発する場合は、従事命令書又は従事協力命令書を交付し、令書の受領書を徴する	F-42 災害救助法による従事命令書 F-44 災害対策基本法による従事協力命令書
				4-2-2	従事命令又は協力命令を取り消す場合は、従事命令の取消命令書又は従事協力命令の取消命令書を交付し、令書の受領書を徴する	F-45 災害救助法による従事命令の取消命令書 F-46 災害対策基本法による従事協力命令の取消命令書
				4-2-3	従事命令又は協力命令を変更する場合は、従事協力命令の変更命令書を交付し、令書の受領書を徴する	F-47 災害対策基本法による従事協力命令の変更命令書
		4-3	統括班は、災害応急対策に従事した者で負傷、疾病にかかり又は死亡した者には損害補償する	4-3-1	従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者で負傷、疾病にかかり又は死亡した者には損害補償する	災害補償条例
		4-4	各班は、従事者台帳を整備し提出する	4-4-1	従事者台帳を整備し、統括班に提出する	F-48 従事者台帳

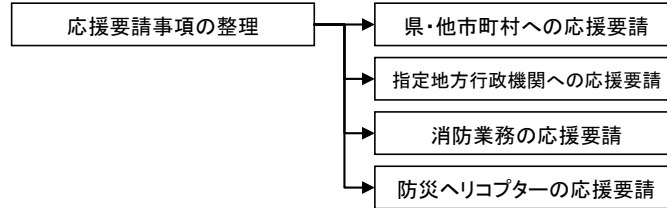
自衛隊の災害派遣要請



部門	班	業務内容	摘要
1 本部長は、災害応急対策上、自衛隊の支援を必要とする場合は、自衛隊の災害派遣を要請する	1-1 統括班は、県知事に対して文書をもって自衛隊の災害派遣要請の依頼を行う	1-1-1 防災担当は、自衛隊の災害派遣要請に際し明確にすべき事項を記載した文書を作成する	F-49 災害派遣要請依頼書
		1-1-2 防災担当は、可茂県事務所を通じ県知事に対して文書をもって自衛隊の災害派遣要請の依頼を行う。 ※急を要する場合、口頭又は電話で行い事後に文書を提出する ※上記の要請ができない場合、自衛隊に直接依頼し事後に知事へ報告する	S-28 自衛隊派遣要請方法 S-28 自衛隊派遣要請の窓口 S-29 自衛隊の活動内容 S-30 自衛隊ヘリコプター派遣要請に関する留意事項
2 事務部門は、自衛隊の受入体制を整える	2-1 統括班は、自衛隊の連絡体制を整える	2-1-1 防災担当は、連絡所を設け、自衛隊及び県本部に通知する	
		2-1-2 防災担当は、連絡責任者を定め自衛隊との連絡窓口を統一する	
		2-1-3 防災担当は、必要に応じて地図、略図等を準備し作業地区毎に連絡員を定める	
	2-2 庶務班は、自衛隊の作業体制を整える	2-2-1 財政担当は、派遣部隊の作業計画を立て、必要な資機材を準備する	
		2-2-2 財政担当は、作業に関連のある管理者等に連絡をしておく	
	2-3 庶務班は、派遣部隊の宿泊施設を準備する	2-3-1 財政担当は、派遣部隊の宿泊のため野営施設を準備する。公共施設等が使用可能な場合は、当該施設を準備する	
3 事務部門は、自衛隊の活動状況を報告する	3-1 統括班は、自衛隊の活動状況を整理し、報告する	3-1-1 防災担当は、自衛隊の活動状況を整理し、随時、県知事に報告する	

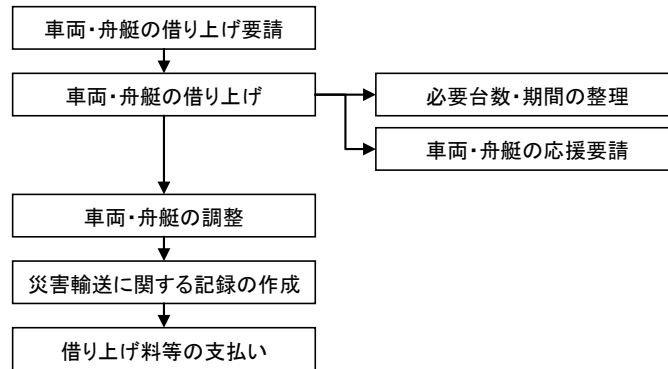
部門		班		業務内容		摘要
4	本部長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成した場合は、自衛隊の撤収を要請する	4-1	統括班は、県知事に対して文書をもって自衛隊の撤収要請の依頼を行う	4-1-1	防災担当は、自衛隊の撤収要請の文書を作成する	F-50 自衛隊の撤収要請依頼書
				4-1-2	防災担当は、可茂県事務所を通じ県知事に対して文書をもって自衛隊の撤収要請の依頼を行う	S-29 自衛隊の救援活動に要した経費負担

広域応援要請（県防災ヘリコプター応援要請、災害支援協定含む）



部門	班	業務内容	摘要
1 事務部門は、県及び他市町村に対して応援要請する	1-1 統括班は、応援要請に必要なとなる事項を整理する	1-1-1 防災担当は、応援要請にあたり次の事項について整理する ・ 災害の状況 ・ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ・ 応援を必要とする職員の職種別人員 ・ 応援を必要とする場所及び期間	
	1-2 統括班は、災対法第67条の規定に基づき、他の市町村長に対して応援を要請する	1-2-1 防災担当は、無線又は電話にて上記事項を伝え応援を要請する	
		1-2-2 防災担当は、上記の事項を記載した文章を送付する	
	1-3 統括班は、災対法第68条の規定に基づき、可茂県事務所を通じて県本部に対して応援を要請する	1-3-1 防災担当は、無線又は電話にて上記事項を伝え応援を要請する	
		1-3-2 防災担当は、上記事項について文章を送付する	
2 事務部門は、指定地方行政機関等に対して応援要請する	2-1 統括班は、応援要請に必要なとなる事項を整理する	2-1-1 防災担当は、次の事項について整理する ・ 派遣を要請する理由 ・ 派遣を要請する職員の職種別人員 ・ 派遣を必要とする期間 ・ 派遣される職員の給与その他勤務条件	
	2-2 統括班は、災対法第29条の規定に基づき、指定地方行政機関の職員の派遣を要請する	2-2-1 防災担当は、上記事項を記載した文章を送付し派遣を要請する	
3 事務部門は、消防業務の応援要請を行う	3-1 統括班は、消防相互応援協定締結市町村に消防業務の応援要請を行う		S-33 消防相互応援協定締結市町村
4 事務部門は、県防災ヘリコプターの応援要請を行う	4-1 統括班は、消防組織法上の活動に係る応援を要請する		岐阜県防災ヘリコプター応援協定
	4-2 統括班は、災対法第68条の規定に基づき、物資及び負傷者等の輸送、災害情報収集等のため防災ヘリコプターの応援を要請する	4-2-1 防災担当は、可茂県事務所を通じて県本部に防災ヘリコプターの応援を要請する	S-33 県防災ヘリコプター応援要請

輸送確保



部門	班	業務内容	摘要
1 各部門は、災害輸送のために必要な車両等を確保する 災害輸送とは：災害時における避難者及び応急対策従事者の移送あるいは救助、復旧用物資等の輸送	1-1 各班は、災害輸送のため、車両、舟艇の借り上げを要する場合は、統括班に要請する ※各部所属車両を目的業務に使用する場合の要請は必要なし	1-1-1 各担当は、災害輸送のため、車両、舟艇の借り上げを要する場合は以下の事項を整理する 1. 輸送区間、借り上げ期間 2. 輸送量、車両・舟艇の台数 3. 車両等の集合場所、日時 4. その他条件	S-36 庁用自動車一覧
		1-1-2 各担当は、行政担当に車両、舟艇の借り上げを要請する	
	1-2 統括班は、必要な車両、舟艇を借り上げる	1-2-1 行政担当は、車両、舟艇の必要台数、期間等を整理する	
		1-2-2 行政担当は、町本部所属の車両で不足する分は、各公益機関、輸送業者から運転手付きで借り上げる	
		1-2-3 行政担当は、要請に応じて舟艇を借り上げる	
	1-3 統括班は、輸送の緊急度等を考慮し、車両、舟艇の使用を調整する。	1-3-1 行政担当は、輸送の緊急度、輸送条件を考慮し、町本部車両の使用を調整する	S-37 輸送及び移送の範囲
	1-4 統括班は、車両、舟艇が確保できない場合、可茂県事務所に応援を要請する。	1-4-1 行政担当は、建設事業用車両を可茂県事務所に要請する	
		1-4-2 行政担当は、衛生事業用車両を可茂県事務所に要請する	
2 各部門は、災害輸送の記録を作成し整備保管する。	2-1 各班は、車両使用の記録を作成する。	2-1-1 各担当は、「車両使用書」を作成し各班の輸送責任者に提出する	F-54 車両使用書
	2-2 各班は、物資引継ぎの記録を作成する。	2-2-1 各担当は、「救助用物資引継書」により物資授受の記録を作成する	F-55 救助用物資引継書
	2-3 各班は、災害輸送の記録を作成し、整備保管する。	2-3-1 各担当は、「輸送記録簿」「輸送明細書」「救助実施記録日計表」「救助の種目別物資受払状況」を作成し、整備保管する	F-56 輸送記録簿 F-57 輸送明細書 F-58 救助実施記録日計表 F-59 救助の種目別物資受払状況

部門		班		業務内容		摘要
3	事務部門は、車両等の借り上げ料等を支払う	3-1	統括班は、輸送業者に車両の借り上げ料を支払う	3-1-1	行政担当は、輸送業者に車両の借り上げ料（地域における慣行料金）を支払う	S-37 費用の基準及び支払
		3-2	統括班は、官公署及び公共的機関に車両の使用料を支払う	3-2-1	行政担当は、官公署及び公共的機関に車両の使用料として燃料費負担分（運転手雇い上げの場合は賃金）を支払う	

ボランティア活動

ボランティアの受入体制の整備 連絡体制の整備 ボランティアの受入・派遣調整 ボランティアの活動支援 社会福祉協議会への協力依頼						
部門	班	業務内容	摘要			
1	住民部門は、ボランティアの受入体制を整備する	1-1 安否確認班は、ボランティアの受入体制を整備する	1-1-1 安否確認担当は、生活支援、医療等の各分野のボランティアを所管する組織との連絡体制を整備する	S-38 災害時のボランティア活動	S-38 災害救援ボランティア概略図	
		1-2 安否確認班は、町社会福祉協議会に現地災害救援事務所への協力を依頼する	1-2-1 安否確認担当は、町社会福祉協議会に、町に直接訪れるボランティア希望者の受付を依頼する			
			1-2-2 安否確認担当は、町社会福祉協議会に、町本部のボランティアニーズの確認と県本部への伝達又は連絡調整を依頼する			
2	住民部門は、専門分野のボランティアの受入、派遣調整を行う	2-1 安否確認班は、救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識、技術を要するボランティアの受入、派遣調整を行う	2-1-1 安否確認担当は、専門知識、技術を要するボランティア活動に関係する団体と受入、派遣調整を行う			
		2-2 安否確認班は、ボランティア活動を支援する	2-2-1 安否確認担当は、県と連携し、ボランティア活動の状況を把握する			
			2-2-2 安否確認担当は、ボランティアを行っている者の生活環境に配慮する			
3	各部門は、ボランティアを受け入れる					

マニュアル編

第2章 災害防除
事前措置

事前措置の実施 崖崩れ・土石流による被害拡大防止 風雪害に対する事前措置 積雪の除去 ため池決壊による被害拡大防止			
部門	班	業務内容	摘要
1	インフラ部門は、災害が発生するおそれのある場合、事前措置を行う	1-1 被害調査班は、災害が発生するおそれのある場合、被害の拡大を防止するために必要な範囲において事前措置を行う	
		【設備の場合】 補修、補強、移転、除去、使用の停止	
		【物件の場合】 処理、整理、移転、撤去	

火災対策

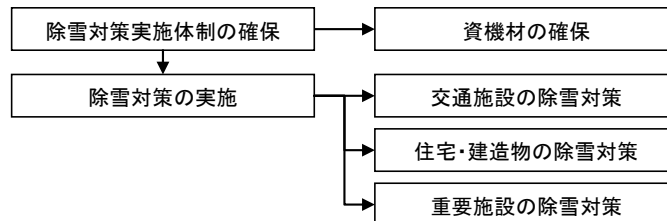
<pre> graph TD A{火災警報発令} --> B[火災警報発令の周知] B --> C[消防団の召集] C --> D[応援部隊の要請] C --> E[出火防止の徹底] E --> F[住民等への広報・巡回指導] F --> G[火災の被害状況の調査] G --> H{火災警報解除} H --> I[火災警報解除の周知] </pre>				
部門	班	業務内容	摘要	
1	事務部門は、火災警報の周知徹底を図る	1-1 通信班は、火災警報が発令された場合、住民への周知徹底を図る	1-1-1 企画担当は、以下の方法で火災警報の住民への周知徹底を図る 1. 防災行政無線（同報系） 2. 消防サイレン 3. 巡回広報（消防自動車による）	S-39 火災警報発令基準
2	事務部門は、消防団を召集、出動させる	2-1 統括班は、火災その他非常災害の発生又は発生のおそれのある場合、消防団を召集する	2-1-1 防災担当は、サイレン吹鳴信号又は防災行政無線（同報系）によって、消防団の召集を発令する	S-44 消防信号
		2-1-2 消防団員は、各自が所属する消防詰所に集合する		
	2-2 統括班は、火災その他の非常災害が発生した場合、消防団を出動させる	2-2-1 防災担当は、火災その他の非常災害が発生し、生命、身体及び財産に被害が発生した場合、消防団を出動させる		S-39 消防団出動計画 S-41 火災防御計画
3	事務部門は、消防団だけでは対応できないと認めた場合、応援を要請する	3-1 統括班は、火災現場において、消防団だけでは対応できないと認めた場合、応援を要請する	3-1-1 防災担当は、火災延焼中で更に拡大のおそれがあり、出動した消防団だけでは防御できないと認めた場合、可茂消防事務組合に応援部隊を要請する	S-33 消防相互応援協定締結市町村
		3-1-2 防災担当は、応援部隊が円滑な消防活動ができるよう、火災現場と連絡をとる		
4	事務部門は、出火等の防止対策をとる。	4-1 統括班は、住民及び事業所等に対し、出火等の防止措置の徹底を図る。	4-1-1 防災担当は、住民及び事業所等に対し、出火等の防止措置に関する広報、巡回指導を行う	
	4-2 通信班は、居住者、施設、事業者、に、広報を行う。	4-2-1 企画担当は、地震発生時は、以下の広報、巡回指導を行う 1. 火器の使用中止 2. ガス器具等への供給遮断 3. 危険物施設の保安点検 4. ガス漏れ、漏電等の警戒と発見時の通報 5. 電気製品の点検 6. 避難時のブレーカー遮断		

部門		班		業務内容		摘要
5	自主防災組織は、初期消火、初期救出活動を実施する			5-1-1	自主防災組織は、初期消火活動を実施し、消防機関に協力する 1. 消火器、バケツ、可搬式小型動力ポンプを使用した初期消火 2. 消防機関が到達した場合、その長の指示に従う	
				5-1-2	自主防災組織は、救出活動を実施する	
6	事務部門は、火災の被害状況を報告する	6-1	統括班は、火災の被害状況の調査結果を報告する	6-1-1	防災担当は、火災の被害状況の調査結果を可茂消防事務組合及び可茂県事務所を通じて県本部に報告する	S-43 火災報告の種別及び報告期限
7	事務部門は、火災警報の解除を伝達する	7-1	通信班は、火災警報の解除を住民に伝達する	7-1-1	企画担当は、以下の方法で火災警報の解除を伝達する 1. 防災行政無線（同報系） 2. 消防サイレン	

水防対策

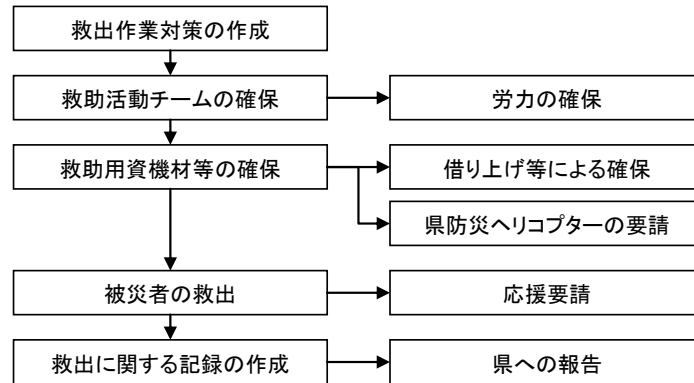
<pre> graph TD A[水防対策の実施] --> B[応援要請] A --> C[班員の確保] A --> D[水防資機材の確保] A --> E[消防団の出動要請] </pre>				
部門	班	業務内容	概要	
1	1-1	1-1-1	建設担当は、応急対策に当たる班員を待機させる	S-45 水防配備計画
		1-1-2	建設担当は、応急対策に必要な水防資材を確保する	S-45 水防資機材
		1-1-3	建設担当は、消防団と協議し、必要な措置を実施する	
2	2-1	2-1-1	建設担当は、出動の必要性を本部に報告し、消防団の出動を要請する	
3	3-1	3-1-1	防災担当は、消防団、建設担当と協議し、可茂県事務所、隣接市町村に、水防活動要員や水防資機材等の応援またはあつ旋等を要請する	
4	4-1	4-1-1	消防団員は、被害箇所等を巡回し、異常を確認する	S-45 非常警戒の巡回時の留意点
		4-1-2	消防団員は、異常発見時、インフラ部門長、可茂県事務所と協議し、対策を講じる	

雪害対策



部門		班		業務内容		摘要
1	インフラ部門は、豪雪、着雪(氷)等の場合、除雪対策を実施する	1-1	被害調査班は、除雪作業に必要な資機材を確保する	1-1-1	建設担当は、除雪作業に必要な資機材を借上げて確保する	
		1-2	被害調査班は、交通施設の除雪対策を実施する	1-2-1	建設担当は、交通が不能又は事故が発生するおそれのある場合、必要な応急措置を実施する	S-45 降雪・除雪等に関する情報の連絡系統
		1-3	被害調査班は、住宅等の建造物の除雪対策を実施する	1-3-1	建設担当は、住宅や建造物が倒壊又は破損のおそれがある場合、所有者又は管理者に除雪を依頼する	
				1-3-2	建設担当は、住宅等の所有者又は管理者が除雪作業を行うのは困難だと認めた場合、地区の消防団員に除雪作業を要請する	
		1-4	被害調査班は、その他の重要施設の除雪対策を実施する	1-4-1	建設担当は、消防用施設、消火栓等の重要施設の管理者に、除雪を依頼する	
		1-5	被害調査班は、雪崩による被害を防止する	1-5-1	建設担当は、雪崩の発生が予想される箇所の巡回査察を行う	
				1-5-2	建設担当は、通行規制等の措置を講じ、雪崩の危険箇所に標識等による表示を行う	
				1-5-3	住民に対する周知徹底を図る	

被災者救出



部門		班		業務内容		摘要
1	事務部門は、住民等からの通報を受けた場合、被災者の救出を実施する	1-1	統括班は、可茂消防事務組合と連携し、救出作業の対策を立てる	1-1-1	防災担当は、救出作業の対策をたて、消防本部長又はその代理者に指揮を依頼する	S-46 救出の対象者 S-47 災害救助法による救助の種類と実施者
				1-2-1	防災担当は、中消防署川辺出張所に連携を依頼する	
		1-2	統括班は、救助に必要な労力（救助活動チーム）を確保する	1-2-2	救助活動チームは、労力が不足する場合、救出作業現場に居合わせる活動可能な者の協力を得る	S-46 救助活動チーム
				1-2-3	救助活動チームは、さらに労力が不足する又は特殊技術を必要とする技術者を要する場合、町本部に応援を要請する	
				1-2-4	防災担当は、救助活動チームから応援要請を受けた場合、職員を動員派遣し、若しくは技術者を雇上げることで労力を確保する	
		1-3	庶務班は、救助用資機材等を確保する	1-3-1	財政担当は、救助に必要とする機械器具及び資材を、川辺町安全協力会及び現地での借上げによって確保する	
				1-3-2	財政担当は、現地での確保ができない場合、各関係部と協議のうえ確保する	
				1-3-3	防災担当は、資機材のヘリコプターによる空中輸送が必要な場合、協定に基づき、県防災ヘリコプターを要請する	S-30 自衛隊ヘリコプター派遣要請に関する留意事項 S-33 県防災ヘリコプター応援要請
		1-4	統括班は、被災者の救出を実施する	1-4-1	救助活動チームは、被災者の救出を実施する	S-46 災害救助法による被災者救出の実施基準

マニュアル編

部門		班		業務内容		摘要
2	事務部門は、被災者の救出に関する記録を作成し、報告する	2-1	統括班は、被災者の救出に関する記録を作成し、整備保管する	2-1-1	救助活動チームは、被災者の救出に関する記録を作成し、整備保管する	F-58 救助実施記録日計表 F-59 救助の種目別物資受払状況 F-60 被災者救出状況記録簿
		2-2	統括班は、被災者の救出状況を報告する	2-2-1	防災担当は、被災者の救出状況を「救助日報」により、毎日可茂県事務所を経由して、県本部へ報告する	F-41 救助日報
3	事務部門は、町で救出作業等ができない場合、応援を要請する	3-1	統括班は、町で救出作業又は作業に必要な機械器具等の借入ができない場合、応援を要請する	3-1-1	防災担当は、必要な機械器具等や救出作業の内容を明示して、可茂県事務所に応援を要請する	

避難

避難勧告・避難指示(緊急)の発表 避難のための立ち退きの勧告 避難の周知徹底 避難所の開設 開設する避難所の指定 隣接市町村施設使用要請 県への報告 仮設トイレの設置 避難者の移送 職員の派遣 受入れ状況の報告			
部門	班	業務内容	摘要
1 事務部門は、災害により危険が急迫する場合、避難を実施する	1-1 統括班は、災害により人命の保護その他災害の拡大防止等のため必要が認められるときは避難勧告または避難指示（緊急）をする	1-1-1 防災担当は、危険地域の居住者に対し避難のための立ち退きを勧告する	S-48 避難勧告・避難指示（緊急）実施責任者
		1-1-2 防災担当は、急を要する場合、危険地域の居住者に対し避難のための立ち退きを指示する	
		1-1-3 防災担当は、避難勧告または避難指示（緊急）にあたり以下の事項を発表する 1. 指示、勧告を行う地域、対象 2. 避難すべき時間 3. 指定避難場所及び避難経路 4. 誘導者名 5. 指示、勧告を行う理由 6. 避難の際の必要・参考事項	S-48 避難時の服装、所持品等 S-49 避難上の留意点
	1-2 統括班は、避難に関する措置を実施した場合は、関係機関に通知する	1-2-1 防災担当は、可茂県事務所に対して避難に関する措置の実施を通知する	S-50 機関相互の連絡系統
	1-3 統括班は、避難の周知徹底を図る	1-3-1 防災担当は、次の方法のうちから最も適切な方法で地域内の居住者に避難の周知徹底を図る 1. 町防災行政無線 2. 広報車 3. 町防災行政無線サイレン 4. 電話又は伝令 5. 関係機関への伝達 6. 放送	
2 住民部門は、避難所を開設、受入保護する	2-1 避難所開設班は、避難所を開設する	2-1-1 統括班防災担当は、町指定避難所のうちから適当な場所を避難所として指定する	S-51 避難所一覧
		2-1-2 窓口・保険担当は、避難施設の管理者及びその他関係者の協力を得て避難所を開設する	S-53 避難所の受入期間

マニュアル編

部門		班		業務内容		摘要
				2-1-3	窓口・保険担当は、電話等を設置する	
				2-1-4	窓口・保険担当は、予定した避難所が使用できない場合、統括班防災担当と協議し、最寄りの避難所を開設する	
				2-1-5	窓口・保険担当は、避難所の開設について統括班防災担当を経由して県本部に報告する	S-53 避難所状況の報告内容
		2-2	避難所開設班は、避難者に移動依頼する	2-2-1	窓口・保険担当は、指定避難場所が屋外のため受入保護が困難等の場合、避難者に受入可能な避難所へ移動するよう依頼する	
		2-3	避難所開設班は、職員を派遣駐在させる	2-3-1	窓口・保険担当は、避難所を開設した場合、職員を派遣駐在させる	
				2-3-2	駐在員は、以下の事務を行う 1. 避難所設置及び受入れ状況 2. 受入者名簿の記録 3. 救助実施記録日計表の記録と統括班への報告 4. 避難所用施設及び器物借用整理簿の記録 5. 救助の種目別物資受払状況の記録 6. 飲料水、食料、生活必需品等の配分 7. 避難所の防疫清掃等衛生管理 8. その他状況に応じた応援・救護措置 9. 世話人の指名(駐在員補佐役)	F-61 避難所設置及び受入れ状況 F-62 避難所受入者名簿 F-63 避難所用施設及び器物借用整理簿 F-58 救助実施記録日計表 F-59 救助の種目別物資受払状況
				2-3-3	駐在員は、避難施設の状況に応じ、町備蓄品から受入保護に必要な食料・毛布を確保する	
		2-4	避難所開設班は、避難所の受入れ状況を記録し、報告する	2-4-1	駐在員は、「救助日報」により、毎日統括班防災担当を通じて県本部に受入れ状況を報告する	S-53 避難所状況の報告内容 F-41 救助日報
		3-1	被害調査班は、避難所に仮設トイレ等を設置する	3-1-1	環境担当は、避難所に仮設トイレを設置する	
				3-1-2	環境担当は、長期化する場合、仮設風呂またはシャワー対策を検討する	
4	住民部門は、避難所を閉鎖する	4-1	避難所開設班は、避難所を閉鎖する	4-1-1	窓口・保険担当は、避難所を閉鎖する	
		4-2	避難所開設班は、避難所閉鎖状況を報告する	4-2-1	窓口・保険担当は、統括班防災担当を通じて可茂県事務所に避難所閉鎖を報告する	

第3章 都市機能の維持及び応急復旧

道路交通対策

道路施設の巡視

↓

通行規制の実施

↓

通行規制に関する通知

↓

関係機関への通知

↓

規制状況・迂回路の案内

↓

標識の設置

↓

応急復旧

↓

標章・証明書の交付

部門		班		業務内容		摘要	
1	インフラ部門は、道路施設に被害が発生し、もしくは発生する恐れがある場合は通行禁止又は制限を実施する	1-1	被害調査班は、災害のため道路施設に被害あるいは危険が予想される場合は巡視を行う	1-1-1	建設担当は、現地（特に災害危険箇所、区域等）にて巡視する	S-57 道路規制実施者	
				1-1-2	建設担当は、被害状況を整理し、本部に報告する		
		1-2	被害調査班は、町道が被害を受け危険な状態となった場合は、通行禁止又は制限を実施する	1-2-1	建設担当は、通行禁止又は制限を実施する		
			1-3	被害調査班は、県管理の道路施設が被害を受け危険な状態となった場合は、規制を実施する	1-3-1		建設担当は、県管理の道路施設の被害状況を可茂県事務所に通知する
				1-3-2	建設担当は、警察官に通報し、通行禁止又は制限を実施する		
2	インフラ部門は、通行禁止又は制限に関する通知を行う	2-1	被害調査班は、町において規制を行った場合、関係機関等へ通知する	2-1-1	建設担当は、以下の事項を可茂県事務所及び川辺交番に通知する 1. 禁止・制限の種別と対象 2. 規制する区間又は区域 3. 規制する期間 4. 規制する理由 5. 迂回路、幅員、橋梁の状況等		
				2-1-2	建設担当は、災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等について道路情報板及び放送で道路利用者に通知する		
		2-2	被害調査班は、町において規制を行った場合、標識等を設置する	2-2-1	建設担当は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」の定めにより標識等を設置する		
				2-2-2	建設担当は、緊急のため規制の標識等を設置することが困難又は不可能な場合は以下の事項を明示した表示板を設置する 1. 禁止・制限の対象 2. 規制する区間又は区域 3. 規制する期間 4. 規制する理由 5. 迂回路の表示		

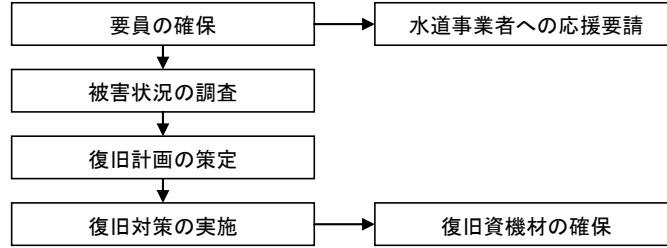
部門		班		業務内容		摘要
3	インフラ部門は、 応急的な復旧等を行う	3-1	被害調査班は、町の道路施設が被害を受け危険な場合は、応急的な復旧等を行う	3-1-1	建設担当は、町の道路施設の被害拡大を防止し、応急的な復旧を行う	
				3-1-2	建設担当は、応急的な復旧に自動車を使用する場合は、知事又は県公安委員会から標章及び証明書の交付を受ける	S-57 緊急通行車 両に関する対策 F-53 緊急通行車 両確認証明書・標章

河川施設等対策

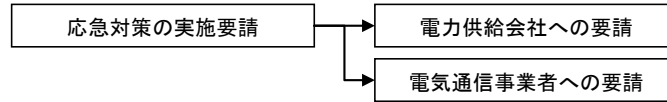
河川施設の被害状況の把握 ↓ 河川施設の応急復旧対策 土砂災害防止施設の被害状況の把握 ↓ 土砂災害防止施設の応急復旧対策 ビニールシートの設置 観測機器による異常の監視 治山施設の被害状況の把握 ↓ 治山施設の応急復旧対策 応急資機材の確保 応急復旧工事の実施					
部	班	業務内容	摘要	マニュアル編	
1	インフラ部門は、河川施設の応急対策を実施する	1-1 被害調査班は、被害状況を把握する	1-1-1 建設担当は、施設の点検を行い、被害状況を把握する		
		1-2 被害調査班は、応急対策を実施する	1-1-2 建設担当は、堤防施設等に被害がある場合、被害状況に応じた応急対策を実施する		
2	インフラ部門は、土砂災害防止施設の応急対策を実施する	2-1 被害調査班は、被害状況を把握する	2-1-1 建設担当は、がけ崩れ、地すべりが発生した危険箇所の住民に対して、警戒避難体制をとるよう通知する		
		2-2 被害調査班は、応急対策を実施する	2-2-1 建設担当は、クラック、滑落のある箇所にビニールシートを覆う等、応急措置を行う		
3	インフラ部門は、治山施設の応急対策を実施する	3-1 被害調査班は、被害状況を把握する	3-1-1 農林商工担当は、林地崩壊、治山施設の被害状況及び余震、降雨等により二次被害の発生のおそれのある箇所を把握する		
		3-2 被害調査班は、応急対策を実施する	3-2-1 農林商工担当は、建設業協会、建設業者、森林組合等に、応急資材の確保、出動等を要請する		
			3-2-2 農林商工担当は、地域で確保できる簡易な資材の活用を考慮し、応急資材を確保する		
			3-2-3 農林商工担当は、二次被害の恐れが高い箇所において、応急復旧工事を実施する		

ライフライン施設の応急対策

[水道施設・下水道施設]



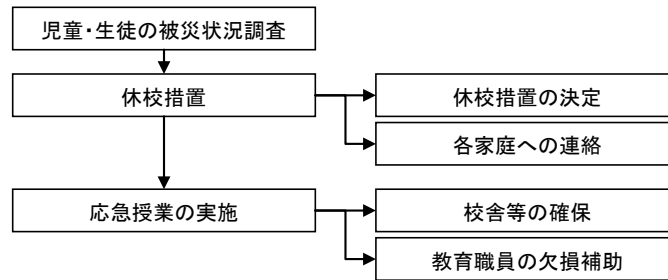
[電力供給会社・電気通信事業者]



部門	班	業務内容	概要
1 インフラ部門は、水道施設の応急復旧対策をとる	1-1 被害調査班は、水道施設の応急復旧対策に必要な要員を確保する	1-1-1 上下水道工務担当は、情報連絡体制を整備する	
		1-1-2 上下水道工務担当は、人員が不足する場合、必要に応じて水道事業者に応援を要請する	S-81 川辺町上下水道工事指定店一覧（町内）
	1-2 被害調査班は、被害状況の調査を実施し、復旧計画を策定する	1-2-1 上下水道工務担当は、被害状況調査により給水に支障となるものを把握する	
		1-2-2 上下水道工務担当は、調査結果をもとに送、配水系統を考慮した復旧計画を策定する	S-58 水道施設の応急復旧目標期間
	1-3 被害調査班は、復旧資機材業者及び工事業者に協力を要請する	1-3-1 上下水道工務担当は、復旧用の資機材の確保、復旧工事の実施について、業者に協力を依頼する	
	1-4 被害調査班は、応急復旧が困難な場合、応援要請を行う	1-4-1 上下水道工務担当は、町で水道施設の応急復旧が困難な場合、県に応援要請を行う	
	1-5 被害調査班は、応急復旧対策を実施する	1-5-1 上下水道工務担当は、防災関係機関や医療機関等の重要施設を優先して応急復旧対策を実施する	
2 インフラ部門は、下水道施設の応急復旧対策をとる	2-1 被害調査班は、要員を確保する	2-1-1 上下水道工務担当は、情報連絡体制を整備する	
		2-1-2 上下水道工務担当は、人員が不足する場合、必要に応じて水道事業者に応援を要請する	S-81 川辺町上下水道工事指定店一覧（町内）
	2-2 被害調査班は、被害状況の調査を実施し、復旧計画を策定する	2-2-1 上下水道工務担当は、被害状況調査により支障となるものを把握する	
		2-2-2 上下水道工務担当は、調査結果をもとに送水系統を考慮した復旧計画を策定する	

部門		班		業務内容		摘要
		2-3	被害調査班は、復旧資機材業者及び工事業者に協力を要請する	2-3-1	上下水道工務担当は、復旧用の資機材の確保、復旧工事の実施について、業者に協力を依頼する	
		2-4	被害調査班は、応急復旧対策を実施する	2-4-1	上下水道工務担当は、復旧計画をもとに、応急復旧対策を実施する	
3	インフラ部門は、電力供給会社に応急対策をとるよう依頼する	3-1	インフラ庶務班は、電力供給会社に災害応急対策をとるよう依頼する	3-1-1	管理・庶務担当は、電力供給会社に以下のような応急対策を依頼する 1. 災害対策本部の設置 2. 緊急要員の確保 3. 情報収集と連絡体制の整備 4. 復旧用資機材及び輸送手段の確保 5. 災害時における適切な危険予防措置 6. 高圧発電機車による緊急電源の確保 7. 被害状況、注意事項、復旧予定等の広報活動 8. 防災関係機関、医療機関の優先復旧	S-58 電力供給会社応急対策
4	インフラ部門は、電気通信事業者に応急対策をとるよう依頼する	4-1	インフラ庶務班は、電気通信事業者に公衆電気通信に係る災害応急対策をとるよう依頼する	4-1-1	管理・庶務担当は、電気通信事業者に以下のような応急対策を依頼する 1. 災害対策本部の設置 2. 緊急要員の確保 3. 情報収集と連絡体制の整備 4. 通信の非常疎通措置 5. 復旧資機材及び車両の確保 6. 応急復旧工事の実施	S-59 電気通信事業者応急対策

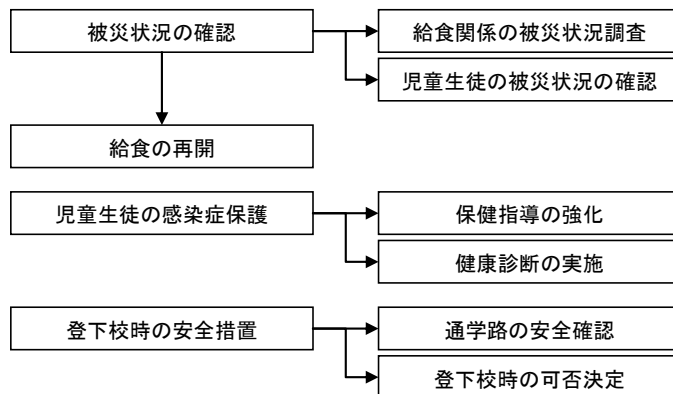
応急教育対策



部	班	業務内容	摘要
1 住民部門は、被災児童生徒の調査を実施する	1-1 学校・こども園調整班は、児童・生徒の被災状況を調査し、報告する	1-1-1 教育総務担当は、施設責任者の協力を得て、児童・生徒の被災状況を調査する	F-64 学校施設の被害状況報告書 F-65 被災児童生徒数及び教職員数調 F-66 学校給食用物資被害状況報告書 F-67 児童生徒被災状況報告書
		1-1-2 教育総務担当は、県本部に、調査結果を報告する	
2 住民部門は、児童生徒の安全を確保する	2-1 学校・こども園調整班は、宿日直を強化させる	2-1-1 教育総務担当は、大災害の発生が予想される気象警報発表時、学校における宿日直者を2名以上配置させる	
	2-2 学校・こども園調整班は、休校措置を取る	2-2-1 教育総務担当は、大災害が発生または発生が予想される気象条件となった場合、休校措置を検討する	
		2-2-2 教育総務担当は、町本部と協議し、休校措置を決定する	
		2-2-3 教育総務担当は、防災行政無線等によって、休校の旨を各家庭に連絡する	
3 住民部門は、授業を再開させる	3-1 学校・こども園調整班は、授業実施のための校舎等施設を確保する	3-1-1 教育総務担当は、授業実施のための校舎等施設の確保方法を検討する	S-60 授業実施のための校舎等施設の確保
		3-1-2 教育総務担当は、授業の実施が困難な場合、隣接学校その他公共的施設の管理者に、施設利用の応援を要請する	S-60 校舎等施設確保のための応援要請事項
	3-2 学校・こども園調整班は、教育職員の欠損を補う	3-2-1 教育総務担当は、災害により教育職員に欠損が生じた場合、学校内操作、応援要請等により確保する	S-60 教育職員欠損時の確保方法

部		班		業務内容		摘要
		3-3	学校・こども園調整班は、 応急授業を実施する	3-3-1	教育総務担当は、災害に伴う被害 程度によって、応急授業を実施す る	S-61 学校施設確 保のための清掃等 の実施 S-61 応急教育実 施上の留意事項

学校保健の対策



部	班	業務内容	摘要
1 住民部門は、給食を再開させる	1-1 学校・こども園調整班は、給食の被害状況を調査する	1-1-1 教育総務担当は、給食関係の被害状況を掌握する	
		1-1-2 教育総務担当は、学校給食用物資被害状況報告書を作成する	F-66 学校給食用物資被害状況報告書
		1-1-3 教育総務担当は、調査結果を可茂県事務所に報告する	
	1-2 学校・こども園調整班は、災害に伴う準要保護児童生徒給食補助のための調査を実施する	1-2-1 教育総務担当は、小中学校児童生徒の属する世帯の被害状況を調査する	
		1-2-2 教育総務担当は、児童生徒被災状況報告書を作成する	F-67 児童生徒被災状況報告書
		1-2-3 教育総務担当は、調査結果を可茂県事務所に報告する	
	1-3 学校・こども園調整班は、給食を実施する	1-3-1 教育総務担当は、授業が再開した場合、給食センターに、給食の開始を指示する	S-62 学校保健対策計画
2 住民部門は、児童生徒を保護する	2-1 学校・こども園調整班は、児童生徒を感染症等から保護する	2-1-1 教育総務担当は、生徒の保健指導を強化する	
		2-1-2 教育総務担当は、感染症の恐れがある場合、臨時に健康診断を行う	
		2-1-3 教育総務担当は、感染症が集団発生した場合、可茂県事務所、県本部、学校医等と連絡を取り、防疫措置を取る	S-62 学校保健対策計画
3 住民部門は、児童生徒の安全措置を講じる	3-1 学校・こども園調整班は、登下校時の安全を確保する	3-1-1 教育総務担当は、地域やその時の状況判断により、登下校の可否を決定する	
		3-1-2 教育総務担当は、通学路の安全を確認し、家庭との連絡を取りながら、集団で下校するように指示する	

文化財・その他文教関係の対策

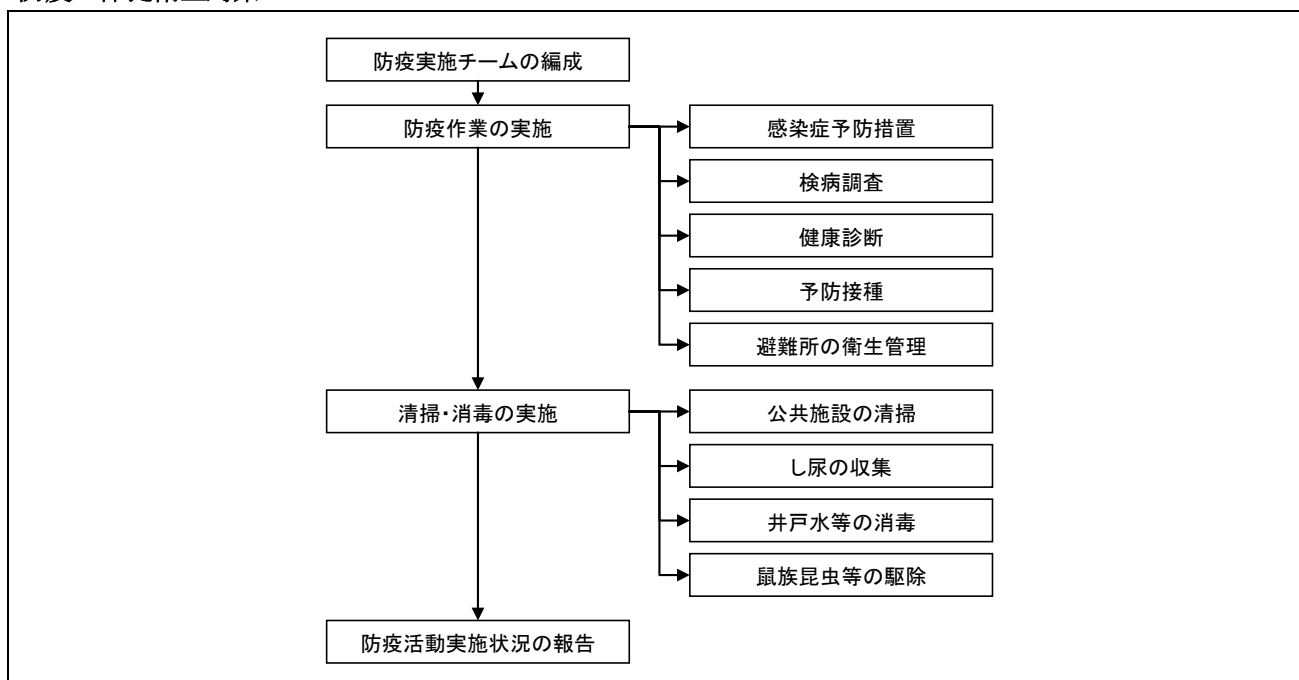
被災教育職員の調査 公民館等の被害状況の調査 被災施設の応急対策 被災文化財対策 所有者・管理者への対策指示					
部	班	業務内容	摘要		
1	住民部門は、被災教育職員を調査する	1-1-1	教育総務担当は、災害の発生に伴い被害を受けた教育職員を調査する		
		1-1-2	教育総務担当は、公立学校共済組合員被害状況報告書を作成する	F-68	公立学校共済組合員被害状況報告書
		1-1-3	教育総務担当は、調査結果を、可茂県事務所に報告する		
2	住民部門は、公民館等の施設の対策を実施する	2-1-1	生涯学習担当は、公民館等の施設に災害が発生した場合、教育・文化関係被害状況等報告書を作成する	F-32	教育・文化関係被害状況等報告書
		2-1-2	生涯学習担当は、被害状況を可茂県事務所に報告する		
	2-2	物資・食料管理供給班は、応急対策を実施する	2-2-1	生涯学習担当は、被災施設の応急対策を実施する	
3	住民部門は、文化財の対策を実施する	3-1-1	生涯学習担当は、町教育委員会委員等の意見を参考にして対策を検討する	S-63	文化財一覧
		3-1-2	生涯学習担当は、被災文化財の対策を所有者・管理者等に指示・指導する		

マニュアル編

その他公共施設等対策

公共建築物の被害状況の把握 ↓ 公共建築物の応急復旧対策 ↓ 社会福祉施設の応急対策 → 入所者の安全確保 → 被災施設の設備機能回復 → 職員の応援要請					
部	班	業務内容		摘要	
1	各公共建築物の施設管理者は、施設の応急対策を実施する	1-1	被災建築物応急危険度判定士等に、被害状況等の調査を依頼する		
		1-2	施設機能の応急対策を実施する		S-64 施設機能の応急対策
2	社会福祉施設管理者は、要配慮者対策を実施する	2-1	入所者の安全を確保する		
		2-2	被災した施設及び設備の機能の回復を図る		
		2-3	施設職員が不足する場合、町本部に応援を要請する		

防疫・保健衛生対策

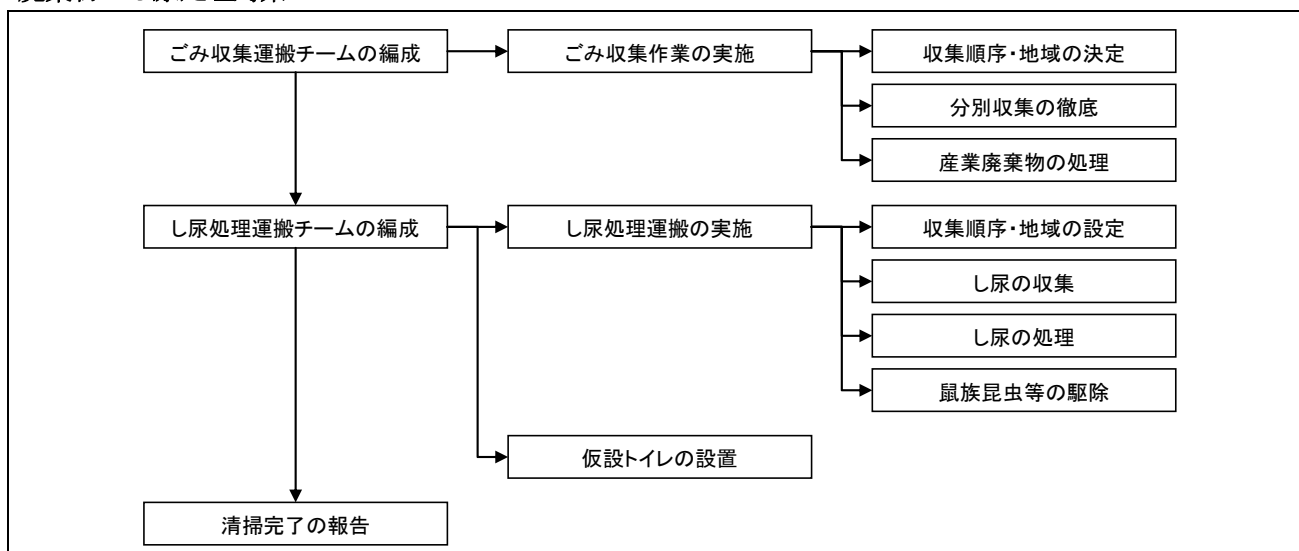


部門	班	業務内容	摘要
1 住民部門は、防疫チームを編成する	1-1 医療班は、各種作業を実施する防疫チームを編成する	1-1-1 保健担当は、知事の指示に従い、感染予防委員を選任する	S-65 感染症予防委員の選任
		1-1-2 保健担当は、防疫実施の範囲、程度、規模等に応じて、防疫チームを編成する ・班長（保健担当） 1名 ・班員（保健担当） 1名 ・作業員 3名 （奉仕団員又は本部職員応援者）	
2 住民部門は、防疫作業を実施する	2-1 医療班は、感染症予防措置を実施する	2-1-1 保健担当は、感染症予防上必要がある場合、県本部長に報告し、指導を受ける	
	2-2 医療班は、県本部と可茂県事務所に、避難所の防疫指導を受ける	2-2-1 保健担当は、避難所において衛生に関する自治組織を設置し、避難所の防疫作業に協力する	
	2-3 医療班は、可茂県事務所の検病調査、健康診断に協力する	2-3-1 保健担当は、検病調査に際して情報提供等を行う	
		2-3-2 保健担当は、健康診断に際して対象人員の把握等を行う	
	2-4 医療班は、県本部の臨時予防接種に協力する	2-4-1 保健担当は、臨時予防接種に協力する	
	2-5 医療班は、患者等の受入れ、診療を行う	2-5-1 保健担当は、患者が感染症又は病原体保有者の場合、隔離収容する	
	2-6 医療班は、可茂県事務所等から医療及び看護の応援を受ける	2-6-1 保健担当は、可茂県事務所又は、支部が応援不能な場合県本部衛生環境部から応援を受ける	

マニュアル編

部門	班	業務内容	摘要
3	3-1	3-1-1 環境担当は、指示・指導を受けて、飲料水として使用する井戸水・水道水・町本部供給水の滅菌を行う	S-66 防疫業務の実施基準
		3-1-2 環境担当は、指示・指導を受けて、家屋内・便所等の消毒を行う	
	3-2	3-2-1 環境担当は、鼠族昆虫等の駆除の指導を受ける	
		3-2-2 環境担当は、鼠族昆虫等の駆除を実施する	
4	4-1	4-1-1 保健担当は、可茂県事務所に以下の内容で応援要請を行う 1. 要請する作業内容 2. 要請する防疫チーム数、物資名、数量 3. 日時、場所 4. その他必要な事項	
5	5-1	5-1-1 保健担当は、防疫に関する情報を報告する	F-10 医療衛生施設被害状況等報告書
		5-1-2 保健担当は、防疫活動の所要見込額の概要を事前に電話等で県本部に報告する	F-69 災害防疫経費所要額調
		5-1-3 保健担当は、防疫活動状況と所要見込額を、可茂県事務所を通じて、県本部へ提出する	F-73 防疫活動状況報告書
		5-1-4 保健担当は、防疫活動の終了を報告する	F-74 防疫業務完了報告書
6	6-1	6-1-1 保健担当は、以下の防疫に関わる記録を整備し、保管する 1. 災害状況及び災害防疫活動状況報告書（日報） 2. 防疫経費所要額調及び関係書類 3. 清潔方法及び消毒方法に関する書類 4. 鼠族昆虫等の駆除に関する書類 5. 家用水の供給に関する書類 6. 患者台帳 7. 防疫作業日誌	F-69 災害防疫経費所要額調 F-72 被害状況報告書 F-73 防疫活動状況報告書

廃棄物・し尿処理対策

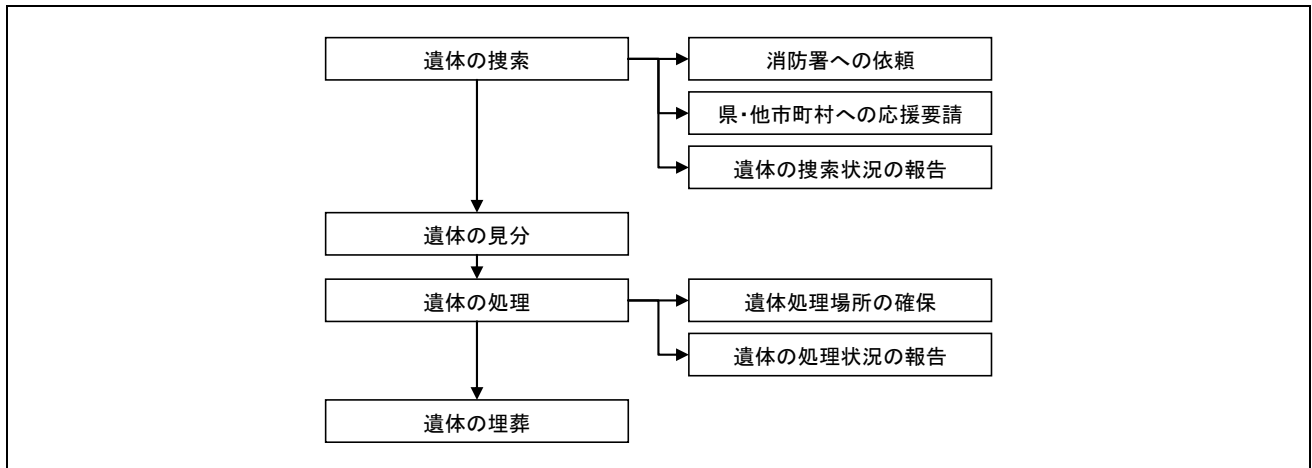


部門		班		業務内容		摘要
1	インフラ部門は、チームを編成し、ごみ又はし尿の処理体制を確保する	1-1	被害調査班は、ごみ収集運搬チームを編成する	1-1-1	環境担当は、担当内からごみ収集運搬チームのリーダーを決定する	S-67 ごみ収集運搬チームの編成
				1-1-2	環境担当は、ごみ収集運搬許可業者と協力して作業を行う	
				1-1-3	環境担当は、災害の状況によっては、ボランティアの動員や人員の雇い上げを実施する	
		1-2	被害調査班は、し尿収集運搬チームを編成する	1-2-1	環境担当は、担当内からし尿処理運搬チームのリーダーを決定する	S-68 し尿処理運搬チームの編成
				1-2-2	環境担当は、被災地の状況を考慮して収集順序・地域を設定する	
				1-2-3	環境担当は、し尿収集運搬許可業者と協力して作業を行う	
2	インフラ部門は、災害廃棄物の仮置き場、処分方法、処分場所やし尿の汲取り順序等を決定する	2-1	被害調査班は、ごみの収集順序や収集担当地域を決定する	2-1-1	環境担当は、ごみ収集運搬チームの収集担当地域を決定する	
				2-1-2	環境担当は、被災地状況や被災世帯の屋内清掃状況を考慮して、収集順序を決定する	
				2-1-3	環境担当は、フロー図を使用して、仮置き場を地区毎に指定する	S-67 災害廃棄物の処理計画フロー図
		2-2	被害調査班は、し尿の汲取順序や収集担当地域を決定する	2-2-1	環境担当は、し尿収集運搬チームの収集担当地域を決定する	
				2-2-2	環境担当は、被災地状況や被災世帯のし尿状況を考慮して、汲取の順序を決定する	
		3	インフラ部門は、ごみの収集、処理を実施する	3-1	被害調査班は、災害廃棄物の分別収集を徹底する	3-1-1

マニュアル編

部門		班		業務内容		摘要
				3-1-2	ごみ収集運搬チームは、災害廃棄物の収集を行い、緊急輸送道路等の確保を優先する	
		3-2	被害調査班は、災害廃棄物を処理する	3-2-1	環境担当は、木くずや金属等のリサイクルが可能な廃棄物について、リサイクル方法を決定する	
				3-2-2	環境担当は、リサイクル不可の廃棄物を可茂衛生施設利用組合の焼却施設で焼却処分する	
4	インフラ部門は、し尿の収集、処理を実施する	4-1	被害調査班は、収集したし尿を処分する	4-1-1	環境担当は、汲取業者と協力し収集したし尿を、し尿処理場等で処理する	
				4-1-2	環境担当は、町で処理できない場合、可茂県事務所に報告し、指示に従う	
5	インフラ部門は、町で清掃が実施できない場合、応援を要請する	5-1	被害調査班は、町で清掃作業が実施できない場合、応援を要請する	5-1-1	環境担当は、大規模災害又は清掃施設被災のため町で清掃作業が実施できない場合、可茂県事務所に応援を要請する	
6	インフラ部門は、清掃が完了した場合、県に報告する	6-1	被害調査班は、清掃完了の報告を可茂県事務所経由で行う	6-1-1	環境担当は、清掃等応急対策が完了した場合、各種様式を作成する	F-75 廃棄物処理施設被害状況の報告について
				6-1-2	環境担当は、上記様式をもって可茂県事務所に報告する	F-77 災害廃棄物処理事業報告書
7	インフラ部門は、清掃に関連する公衆衛生対策をとる	7-1	被害調査班は、避難所施設に野外仮設トイレを設置する	7-1-1	環境担当は、避難所施設にし尿貯留槽が装備された仮設トイレを配置する	
				7-1-2	環境担当は、仮設トイレを消毒する	
				7-1-3	環境担当は、施設の必要がなくなった場合に仮設トイレを撤去する	
		7-2	被害調査班は、死亡獣畜の処理を行う	7-2-1	環境担当は、犬、ねこ、牛、馬、豚等の死体処理を行う	
8	インフラ部門は、報告する	8-1	被害調査班は、清掃等応急対策が完了した場合、県本部に報告する	8-1-1	環境担当は、可茂県事務所を通じて、県本部に各種様式を作成し提出する	

遺体の搜索、処理及び埋葬



部門	班	業務内容	摘要
1 事務部門は、行方不明者の搜索を実施する	1-1 統括班は、行方不明者搜索の対策を立て、搜索にあたる ※搜索作業の具体的な方法は、M-34「被災者救出」に定める方法による	1-1-1 防災担当は、消防本部と協議して行方不明者搜索の対策を立てる	S-68 災害救助法による遺体搜索の実施基準
		1-1-2 防災担当は、警察官、消防署に対策の実施を要請する	
	1-2 統括班は、災害条件あるいは行方不明者の他市町村への流出等により、町本部で搜索が実施できない場合、応援を要請する	1-2-1 防災担当は、可茂県事務所に応援を要請する	S-68 応援要請時に明示する事項
		1-2-2 防災担当は、緊急を要し、下流の市町村に応援を求めることが適当な場合、直接市町村に応援を要請する	
2 事務部門は、遺体搜索・処理に関する記録を作成し、報告する	2-1 統括班は、遺体搜索に関する記録を作成する	2-1-1 防災担当は、遺体搜索に関する記録を作成し、保管する	F-58 救助実施記録日計表 F-59 救助の種目別物資受払状況 F-78 遺体搜索状況記録簿 F-79 遺体搜索用機械器具修繕簿
	2-2 統括班は、遺体の搜索状況を報告する	2-2-1 防災担当は、遺体の搜索状況を「救助日報」により、毎日可茂県事務所を経由して、県本部に報告する	F-41 救助日報
3 事務部門は、遺体の見分、処理を実施する	3-1 統括班は、遺体の見分を警察に依頼する	3-1-1 防災担当は、災害時に事故死亡した疑いのある、又は認められる遺体を発見した場合、警察に見分を依頼する	F-82 死亡診断書(遺体検案書)

部門		班		業務内容		摘要
4		3-2	医療班は、遺体の処理を実施する	3-2-1	保健担当は、遺体見分の後、必要に応じて遺体の処理を行う	
				3-2-2	保健担当は、県医療班による遺体の処理ができるよう、処理場所を借上げる	
				3-2-3	保健担当は、町本部では遺体の処理が実施できない場合、可茂県事務所に応援出動を求める	
				3-2-4	保健担当は、遺体の処理に関する記録を作成する	F-80 遺体処理台帳 F-81 遺体及び所持金品引取書
	住民部門は、遺体の埋葬等を実施する ※埋葬等には、棺の支給等を含む	4-1	医療班は、町本部において埋葬等を行う必要がある場合、応急的な埋葬等を行う	4-1-1	保健担当は、遺体を遺族へ引き渡し又は火葬に付し、骨壺若しくは骨箱を遺族に引き渡す	
				4-1-2	保健担当は、身元の判明しない遺体を火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋収蔵する等の必要な措置をとる	S-69 埋葬の実施の留意点
				4-1-3	保健担当は、火葬場の被災等により火葬が困難な場合、県に他市町村等の応援を要請する	
		4-2	医療班は、他市町村から漂着した身元不明の被災遺体の埋葬を行う	4-2-1	保健担当は、他市町村から漂着した身元不明の被災遺体は行旅死亡人として埋葬する	
				4-2-2	保健担当は、埋葬に関する記録を作成する	F-84 埋葬台帳

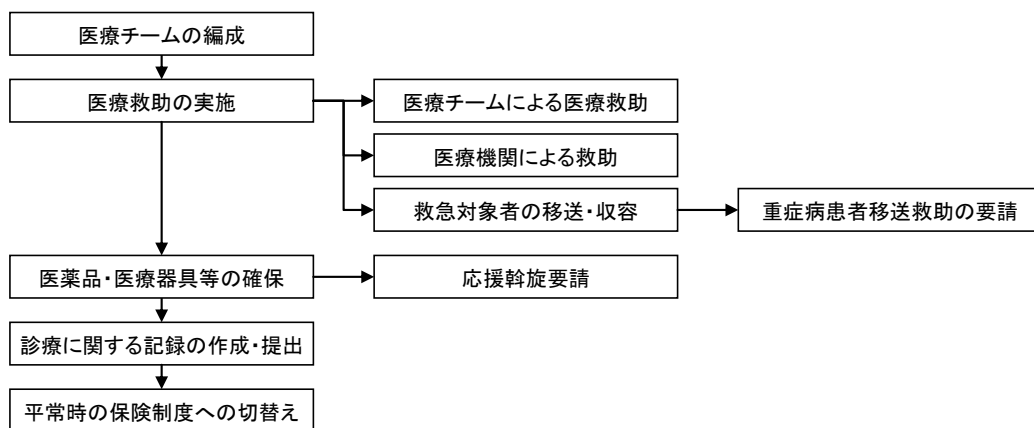
産業応急対策（危険物施設等）

危険物災害の拡大防止措置 通報・避難 消防機関・警察署への通報 周辺住民の避難誘導 危険表示						
部門	班	業務内容	摘要			
1	インフラ部門は、災害の拡大を防止する	1-1	被害調査班は、危険物災害が発生した場合、拡大防止に努める	1-1-1	環境担当は、危険物の流出等による災害発生のおそれがある場合、拡散防止等の応急措置を講ずる	
				1-1-2	環境担当は、混触発火等による火災の発生防止と初期消火に努める	
				1-1-3	環境担当は、危険物災害の拡大又は近隣火災の拡大による誘爆等の阻止活動を実施する	
				1-1-4	環境担当は、施設破壊等による放射性物質の露出、流失等による汚染の拡大防止阻止を講ずる	
				1-1-5	環境担当は、毒劇物の飛散、漏えい、浸透、火災等による有毒ガスの発生防止又は除毒措置を講ずる	
2	事務部門は、通報及び避難を行う	2-1	統括班は、人命に危険を及ぼすおそれのある場合、通報及び避難を行う	2-1-1	防災担当は、可茂消防事務組合及び警察に通報する	
				2-1-2	防災担当は、施設の周辺住民の避難誘導を行う	
				2-1-3	防災担当は、警戒区域等を設定し、危険表示を行う	
				2-1-4	防災担当は、避難の周知徹底を図るため、災害広報活動を行う	
3	インフラ部門は、緊急措置等をとる	3-1	被害調査班は、危険物災害の発生及び拡大の防止を図るため、緊急措置等をとる	3-1-1	環境担当は、被災施設の設置者又は管理者に対し、危険物の製造、貯蔵又は移動の制限等の緊急措置命令を発する	

マニュアル編

第4章 被災者対策

医療・助産

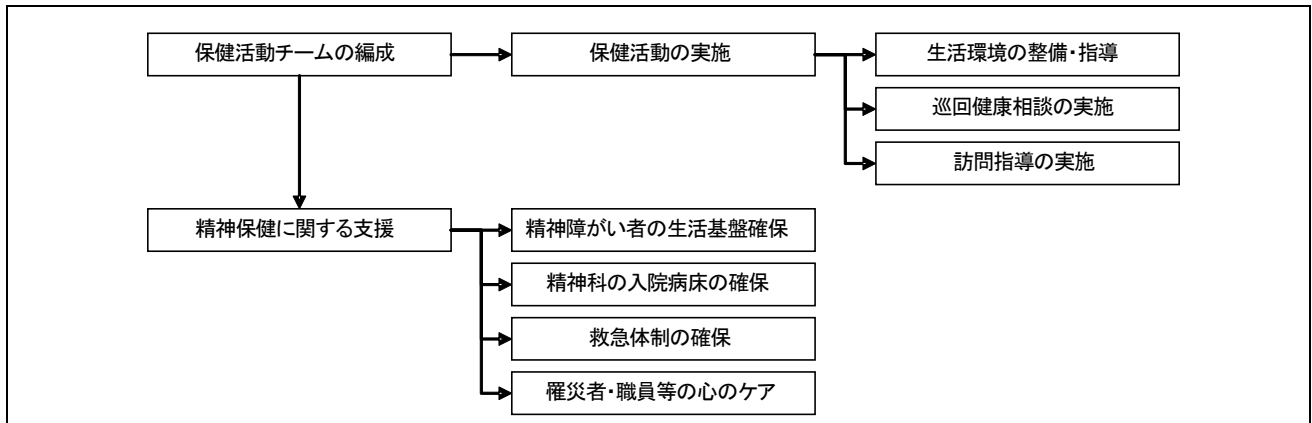


部門	班	業務内容	摘要
1 住民部門は、医療チームを編成する	1-1 医療班は、医療関係者をもって医療チームを編成する	1-1-1 保健担当は、被災現地等における応急医療等の実施のため、医療チームを編成する	S-70 県等における医療チームの編成
		1-1-2 保健担当は、災害の種類、規模、状況等に応じて医療チームの増員を行う	
2 住民部門は、医療、助産救助を実施する	2-1 医療班は、医療チームを現地に派遣して医療救助を実施する	2-1-1 保健担当は、医療チームを現地に派遣し、避難所等の周辺にある適当な施設を使用して医療救助を実施する	S-70 医療及び助産の救助対象者 S-71 医療・助産救助の実施基準
		2-1-2 医療チームは、適当な施設がない場合、テント等により野外に救護所を開設する	
		2-1-3 保健担当は、医療チームの活動を災害発生後1～2日間を原則とし、長期間に及ぶ場合は、可茂県事務所に派遣を要請する	
	2-2 医療班は、医療機関による救助を実施する ※医療機関には、はり、あんま、きゅう師を含む ※通常の方法で対処できる場合は、原則行わない	2-2-1 保健担当は、被災地又は隣接地域の医療機関によって救助を行うのが適当な場合、平常時の取扱いに準じて医療救助を実施するよう、医療機関の代表と協議する	S-72 医療機関の対策と留意点 S-72 町内の医療機関一覧
		2-2-2 保健担当は、中濃振興局福祉課長に生活保護法による医療券用紙に「災害」と朱書きした医療券の発行を要請する。（医療券の発行は、中濃振興局福祉課が行う）	

部門		班		業務内容		摘要
				2-2-3	保健担当は、中濃振興局福祉課長に医療券発行を要請する時間がない場合、連絡表等に「災害」と朱書きして直接救助対象者に交付し、その旨を可茂福祉事務所に連絡する	
		2-3	医療チームは、救助対象者を移送、受入する	2-3-1	医療チームは、対象者の状態が重傷病で病院へ受入する必要がある場合、町内又は近隣市町村の医療機関に搬送、受入する	
				2-3-2	医療チームは、患者の移送に自動車を要する場合、行政担当に車両等の確保を要請する	
				2-3-3	保健担当は、医療チームが早急に医療を施さねばならず、空中輸送を必要とすると判断した場合、可茂県事務所を通じて県防災及び自衛隊等のヘリコプターの出動を要請する	
3	住民部門は、医薬品、衛生材料等の確保を実施する	3-1	医療班は、医療、助産救助に必要な医薬品、衛生材料及び医療器具を確保する	3-1-1	医療チームは、医療関係者の手持品を繰り替え使用する	
				3-1-2	保健担当は、医療関係者に後日、繰り替え使用した手持品を補填又は代価を支払う	
				3-1-3	保健担当は、医薬品等の確保が不可能又は困難な場合、可茂県事務所に報告し確保する	S-73 医薬品等確保系統図 S-73 町内の薬局一覧 F-85 医薬品等調達要請書
4	住民部門は、町本部において対応できない場合、応援を要請する	4-1	医療班は、医療、助産救助の実施と医薬品等について応援斡旋等を要請する。	4-1-1	保健担当は、以下の事項を明示して可茂県事務所に医療・助産救助実施の応援や医薬品等の斡旋を要請する。 1. 医療、助産救助実施の場合 2. 町地域における救助対象者及び医療機関の状況 3. 実施の方法及び程度 4. その他必要事項	
				4-1-2	保健担当は、緊急を要し、可茂県事務所への応援要請が困難な場合、隣接市町の本部又は医療機関に応援を要請する。	

部門		班		業務内容		摘要
		4-2	医療班は、重傷病患者の他 地区病院等への移送救助を 要請する	4-2-1	保健担当は、以下の事項を明示し て可茂県事務所に重傷病患者の移 送救助を要請する 1. 患者数及び傷病程度の概要 2. 希望施設名 3. 移送の時期、方法 4. その他の必要な事項	
5	住民部門は、医療 チームの活動記録 を作成する	5-1	医療班は、医療チームが出 動し、救助に従事した場 合、記録を作成する	5-1-1	保健担当は、医療チームの診療に 関する記録を作成し、県に提出す る	F-86 医療チーム 出動報告書 F-87 医療チーム 活動報告書 F-89 医療チーム 医薬品衛生材料使 用記録 F-91 病院診療所 医療実施状況 F-92 助産台帳 F-58 救助実施記 録日計表
6	住民部門は、保険 制度等の切替えを 行う	6-1	避難所開設班は、医療、助 産救助から平常時の保険制 度等への切替えを行う	6-1-1	窓口・保険担当は、継続診療を要 する者について医療給付制度の切 替え適用を決定し、保険証を再度 交付する。制度を所管する機関 は、以下のとおりである ・国民健康保険：川辺町 ・健康保険：美濃加茂年金事務所 ・医療費融資：川辺町・中濃事務 所	
7	住民部門は、費用 を請求する	7-1	医療班は、災害救助法に基 づき、医療班費用を請求す る	7-1-1	保健担当は、医療に要した経費請 求書を作成し、関係機関を通じ て、県本部健康福祉政策課に提出 する	S-71 医療・助産 救助の実施基準 F-88 医療救護班 に要した経費請求 書
		7-2	医療班は、災害救助法に基 づき、医療機関費用を請求 する	7-2-1	保健担当は、医療機関に、診療報 酬明細書（レセプト）の提出を依 頼する	
				7-2-2	保健担当は、診療報酬明細書（レ セプト）をもとに病院診療所医療 実施状況・助産台帳にとりまと め、県本部健康福祉政策課に提出 する	F-91 病院診療所 医療実施状況 F-92 助産台帳

保健活動、精神保健対策



部門		班		業務内容		摘要
1	住民部門は、保健活動を実施する	1-1	医療班は、保健活動チームを編成する	1-1-1	保健担当は、県と連携をとり以下の保健活動チームを編成する ・避難所巡回保健チーム ・精神科チーム ・歯科チーム ・リハビリチーム ・栄養チーム ・臨床心理チーム ・家庭訪問チーム ・仮設住宅訪問チーム ・避難所巡回検診チーム	S-73 保健活動チームの編成
		1-2	医療班は、保健活動チームを協働して活動させる	1-2-1	保健活動チームは、避難所及び自宅、仮設住宅などの罹災者の生活状況を把握し、生活環境の整備と指導にあたる	S-74 保健活動チームの活動内容
				1-2-2	保健活動チームは、避難所における巡回健康相談等を実施する	
				1-2-3	保健活動チームは、町、保健所における訪問指導の実施又は強化を行う	
				1-2-4	保健活動チームは、町、保健所における定例保健事業を実施する	
				1-2-5	保健活動チームは、仮設住宅等における訪問指導とグループ指導を実施する	
2	住民部門は、保健所と連携し、罹災者への精神保健に関する相談支援活動を実施する	2-1	医療班は、精神障がい者の住居等、生活基盤を確保する	2-1-1	保健担当は、住居を無くした精神障がい者の被災地外施設への入居をサポートする	
				2-1-2	保健担当は、訪問活動やホームヘルパー派遣、入浴サービス等の福祉援護対策を講じる	
		2-2	医療班は、精神科の入院病床を確保する	2-2-1	保健担当は、入院必要患者の急増に対応するため被災地外で精神科入院病床を確保する	

マニュアル編

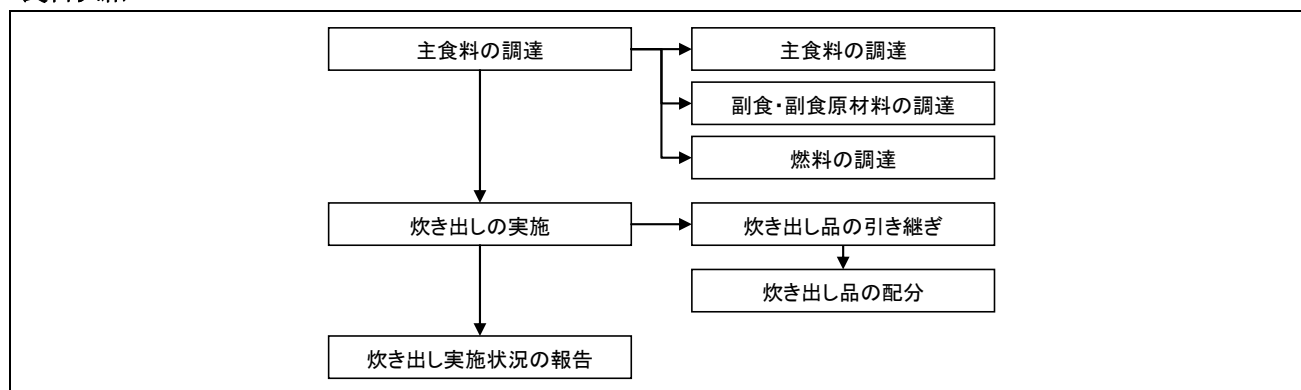
部門		班		業務内容		摘要	
		2-3	医療班は、24時間精神科救急体制を確保する	2-3-1	保健担当は、被災地外に夜間往診も可能な精神科チームを配置する		
				2-3-2	保健担当は、夜間休日対応窓口、夜間休日入院窓口を設置する		
		2-4	医療班は、治療を中断した通院者に、治療の機会を提供する	2-4-1	保健担当は、閉鎖した診療所等の代替施設を（精神科救護所等）設置し、また早期再開を講じる		
		2-5	医療班は、被災者の心のケアを行う	2-5-1	保健担当は、民間諸機関の協力を得て、被災後の心の健康に関する正しい知識を啓発、普及する		
				2-5-2	保健担当は、心の健康に関する相談体制を以下のとおり充実させる 1. 精神科医、保健師等による常設の相談実施 2. 民間諸機関の協力による24時間電話相談体制の整備 3. 避難所等での相談所開設 4. 仮設住宅、家庭等への巡回相談		
				2-5-3	保健担当は、医療、福祉、教育等の各領域で実施される診療や相談等の調整を行う		
		2-6	医療班は、被災救援にあたる職員、ボランティアの心のケアを行う	2-6-1	保健担当は、民間諸機関の協力を得ながら、専門の精神科医による随時相談、診療等を実施する		
				2-6-2	保健担当は、適切なカウンセリング等を継続実施する		

要配慮者対策

在宅要配慮者対策の実施 在宅要配慮者の確認 保健福祉サービスの提供 要保護児童対策の実施 こども園への入園 受入施設における保護 費用負担の減免 生活保護法による保護 国民健康保険給付措置 保険者証の再交付要請 弔慰金・見舞金・支援金の支給 被害に認定・金額の確定 申請の受付 弔慰金・見舞金・支援金の交付				
部	班	業務内容	摘要	マニュアル編
1	住民部門は、在宅要配慮者対策を実施する	1-1 安否確認班は、在宅要配慮者が取り残されていないか確認する	1-1-1 福祉担当は、関係機関に、避難行動要支援者名簿を利用して、要援護者の迅速な発見を要請する	S-75 要配慮者対策
			1-1-2 福祉担当は、要配慮者を発見した場合、避難所への移動、施設緊急入所、在宅福祉ニーズの把握等を実施する	S-75 在宅の要配慮者対策
	1-2 安否確認班は、要配慮者に保健福祉サービスの提供が再開できるように手配する	1-2-1 福祉担当は、避難所において、要配慮者の受入れ状況を調査する		
		1-2-2 福祉担当は、避難所に受入されている要配慮者について、発災1週間後を目途に、保健福祉サービスの提供が再開できるように手配する		
2	住民部門は、要保護児童の措置を実施する	2-1 学校・こども園調整班は、要保護児童に対する適切な措置を講じる	2-1-1 こども園は、保育に欠ける児童がある場合、こども園に児童を入園させるようにする	
			2-1-2 こども園は、保護者を失った児童がある場合、中濃振興局または中濃子ども相談センターに連絡して受入施設に受入保護させる	
3	住民部門は、生活保護法による保護を実施する	3-1 安否確認班は、生活保護法による保護を実施する	3-1-1 福祉担当は、生活保護法による保護の必要が生じた場合、民生委員・児童委員・県支部救助班に連絡する	
			3-1-2 福祉担当は、生活保護法による保護を決定する	

部		班		業務内容		摘要
4	住民部門は、国民健康保険等を給付する	4-1	避難所開設班は、被災者に対する国民健康保険等の給付に関する措置を講じる	4-1-1	窓口・保険担当は、災害により紛失された被保険者証の再交付を要請する	
				4-1-2	窓口・保険担当は、医療機関に、被保険者証のないまま国民健康保険等の給付ができるように要請する	
5	事務部門は、災害弔慰金・災害障害見舞金を支給する	5-1	庶務班は、町条例に基づき災害弔慰金・災害障害見舞金を支給する	5-1-1	財政担当、会計室は、災害弔慰金・災害障害見舞金の金額を確定する	
				5-1-2	財政担当、会計室は、災害弔慰金・災害障害見舞金を支給する	
6	インフラ部門は、被災住宅の認定を行う	6-1	インフラ庶務班は、被災した住宅の被害認定を行う	6-1-1	管理・庶務担当は、住宅被害の認定を行う	
7	事務部門は、被災者生活再建支援金を支給する	7-1	安否確認班は、被災者生活再建支援金支給のための事務を行う	7-1-1	福祉担当は、被災者からの申請書等を受け付け、県に送付する	
8	事務部門は、岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金を交付する	8-1	安否確認班は、岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金交付のための事務を行う	8-1-1	福祉担当は、被災者からの申請書等を受け付け、県に送付する	
				8-1-2	福祉担当は、被災者に、支援金を交付する	

食料供給

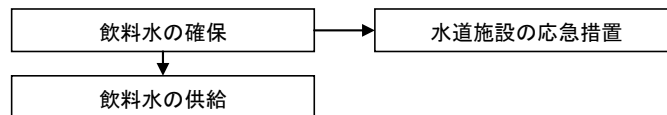


部門	班	業務内容	摘要
1 住民部門は、主食・副食等を調達する	1-1 物資・食料管理供給班は、町内で主食料を調達する	1-1-1 生涯学習担当は、町の備蓄食料を確認し、不足する場合、町内の業者に供給を依頼する	S-76 町備蓄倉庫と備蓄食料 S-76 米穀販売業者一覧
	1-2 物資・食料管理供給班は、副食及び副食の原材料を調達する	1-2-1 生涯学習担当は、副食及び副食の原材料を町内の業者より購入する	
		1-2-2 生涯学習担当は、町内での確保が困難な場合、県本部又は可茂県事務所あるいは近隣市町に要請する	
	1-3 物資・食料管理供給班は、炊き出しに必要な燃料を調達する	1-3-1 生涯学習担当は、炊き出しに必要な燃料を町内の業者より購入する	
2 住民部門は、炊き出し場所に連絡責任者を配置する	2-1 炊き出し班は、炊き出し場所に連絡責任者を派遣駐在する ※避難所施設における炊き出しでは、避難所駐在員が連絡責任者を兼任する	2-1-1 連絡責任者は、炊き出しの実施及び配分割当を行う 輸送に必要な自動車等は、行政担当が確保する	S-76 食品衛生上の留意点
		2-1-2 連絡責任者又は物資・食料管理供給班は、食事場所（配分場所）まで炊き出し品を輸送する	
		2-1-3 連絡責任者は、施設を管理し給食原材料等物品の出納管理を行う	F-93 炊き出し給与状況
3 住民部門は、炊き出しを実施する	3-1 炊き出し班は、炊き出し方法を決定する	3-1-1 給食センターは、施設管理者と協議のうえ、以下の4つから炊き出し方法を決定する ・臨時仮設 ・集団給食施設の利用 ・業者委託 ・家庭炊き出し	S-77 炊き出しの実施基準
	3-2 炊き出し班は、臨時仮設の場合、災害発生直後、臨時仮設で炊き出しを実施する	3-2-1 給食センターは、防災備蓄倉庫に備蓄されている炊飯器具を使用して、炊き出しを実施する	
	3-3 炊き出し班は、集団給食施設利用の場合、避難所等から近い集団給食施設を利用して炊き出しを実施する	3-3-1 給食センターは、ボランティア等の協力を得て炊き出しを実施する	F-94 炊き出し協力者、奉仕者名簿

部門		班		業務内容		摘要
		3-4	炊き出し班は、米飯業者における炊き出しが適当な場合、業者に委託する	3-4-1	給食センターは、米飯業者に炊き出しの献立、費用基準等を示して委託する (米穀は原則給付し、その他原材料は必要に応じて給付)	S-78 供給品目 岐阜県災害救助法 施行細則
		3-5	炊き出し班は、家庭炊き出しの場合、被災を免れた、又は災害の危険のない地域の家庭に分散して炊き出しを実施する	3-5-1	給食センターは、自主防災組織又はボランティアを通じ、各家庭で割当主食の炊き出しを行う (集団給食施設利用までの1～2食分)	
4	住民部門は、炊き出し品の引き継ぎを行い、配分を実施する	4-1	炊き出し班は、炊き出し品の配分を引き継ぐ	4-1-1	給食センターは、避難所における配分を避難所駐在員、自治組織役員及びボランティアに引き継ぐ	
				4-1-2	給食センターは、災害応急対策従事者への配分をその団体の指揮者に引き継ぐ	
				4-1-3	給食センターは、分散受入されている被災者への配分を自主防災組織役員に引き継ぐ	
		4-2	引き継ぎを受けた者は、配分を行う	4-2-1	避難所駐在員は、世話人とボランティアの協力を得て配分を行う。この場合、状況を受入者名簿に記録しておく	
				4-2-2	分散受入者への配分責任者は、名簿を作成し配分状況を記録する	
				4-2-3	給食センターは、配分に関する各記録を救助終了後に引き継ぐ	
5	住民部門は、炊き出しに関する記録を作成、報告する	5-1	炊き出し班は、炊き出しに関する記録を作成する	5-1-1	給食センターは、炊き出しに関する記録を作成し、整備保管する	F-58 救助実施記録日計表 F-59 救助の種目別物資受払状況 F-93 炊き出し給与状況 F-94 炊き出しの協力者、奉仕者名簿
		5-2	炊き出し班は、炊き出しの状況を報告する	5-2-1	給食センターは、炊き出し場所数及び炊き出し場所別給与人員 (朝、昼、夜に区分)を「救助日報」により毎日、可茂県事務所を経由して県本部に報告する	F-41 救助日報

部門		班		業務内容		摘要
6	事務部門は、町区域内で食料供給等が困難又はできない場合、応援を要請する	6-1	統括班は、町区域内で食品の供給ができない場合、以下の事項を明示して、応援を要請する ・炊き出しの要請 ・物資の確保	6-1-1	防災担当は、可茂県事務所に応援を要請する	
				6-1-2	防災担当は、緊急を要する場合、直接近隣市町等に応援を要請する	

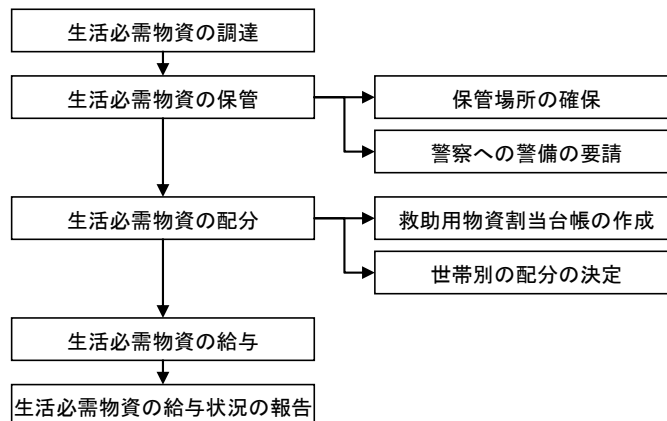
給水



部門	班	業務内容	摘要
1 インフラ部門は、飲料水の供給を実施する	1-1 被害調査班は、飲料水を確保し、供給する 配分に順位付けが必要な場合、以下の順で行う 1. 避難所（給水拠点）、炊き出し場所 2. 病院（手術、入院施設のあるもの優先） 3. 社会福祉施設 4. 断水地域の住民、施設	1-1-1 上下水道工務担当は、被災地に近い水源地から飲料水を輸送し、供給する	S-79 給水目安量 S-79 給水実施基準
		1-1-2 上下水道工務担当は、防災備蓄倉庫に備蓄している飲料水を供給する	S-76 町備蓄倉庫と備蓄食料
		1-1-3 上下水道工務担当は、水道水源が汚染された場合、水質検査で安全が確認できた上で供給する	
		1-1-4 上下水道工務担当は、家庭用井戸等を使用する場合、防疫その他衛生上浄水剤を使用し、供給をする	
		1-1-5 上下水道工務担当は、給水可能な配水管がある場合、仮設配管を行い、臨時給水栓を設けて供給する	S-79 給水拠点箇所
	1-2 被害調査班は、飲料水の供給に関する記録を作成する	1-2-1 上下水道工務担当は、飲料水の供給に関する記録を作成し、整備保管する	F-58 救助実施記録日計表 F-59 救助の種目別受払状況 F-95 飲料水の供給簿
	1-3 被害調査班は、飲料水の供給状況を報告する	1-3-1 上下水道工務担当は、救助日報を作成する	F-41 救助日報
		1-3-2 上下水道工務担当は、可茂県事務所を通じて、毎日県本部に以下の事項を電話で報告する ・給水地区 ・対象人員 ・供給水量 ・供給方法 等	
	1-4 被害調査班は、町本部において飲料水の供給ができない場合、応援を要請する	1-4-1 上下水道工務担当は、協定により可茂県事務所に応援を要請する	岐阜県水道災害相互応援協定
		1-4-2 上下水道工務担当は、直接近隣市町村のうち被災を免れた市町村本部に応援を要請する	
2 インフラ部門は、水道施設の応急措置をとる	2-1 被害調査班は、災害発生が予測される場合、準備を行う	2-1-1 上下水道工務担当は、水道技術者及び各要員を待機させ、資材の整備を指示する	S-81 給水用資材
		2-1-2 上下水道工務担当は、施設を巡回し、事故発生の有無を確認する	

部門		班		業務内容		摘要
		2-2	被害調査班は、災害が発生した場合、対策を講ずる	2-2-1	上下水道工務担当は、施設の破損、漏水を発見した場合、水道組合と協議し、応急措置をとる	S-81 川辺町上下水道工事指定店一覧(町内)
				2-2-2	上下水道工務担当は、水道施設に被害があった場合、被害状況を報告書にまとめ、可茂県事務所を通じて県本部に報告する	F-11 医療衛生施設被害状況等調査報告書(水道施設)

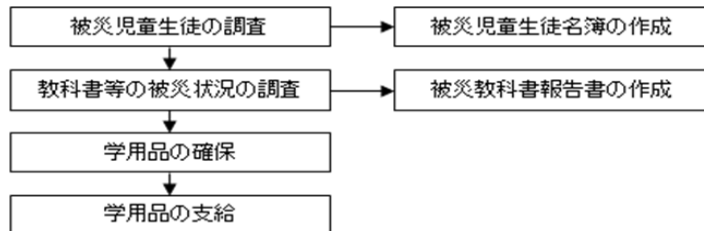
生活必需品物資供給



部門		班		業務内容		摘要
1	住民部門は、生活必需物資を調達する	1-1	物資・食料管理供給班は、生活必需物資を調達する ※災害救助法適用時に町が物資確保を行うのは県本部又は可茂県事務所から指示があった場合	1-1-1	生涯学習担当は、町内の業者や商工会に生活必需物資調達の協力を依頼する	S-82 生活必需物資の給与品目
				1-1-2	生涯学習担当は、町区域内あるいは隣接市町で購入・確保する	
				1-1-3	生涯学習担当は、県本部等からの救助物資を受け入れる	
2	住民部門は、生活必需物資の保管・配分を行う	2-1	物資・食料管理供給班は、生活必需物資を保管する	2-1-1	生涯学習担当は、災害時の物資の保管・集積場所を確保する	S-82 物資の集積・給与場所
				2-1-2	生涯学習担当は、警察機関に対し、物資保管場所の警備を要請する	
		2-2	物資・食料管理供給班は、生活必需物資の配分を行う	2-2-1	生涯学習担当は、被災の程度(全失世帯と半失世帯(床上浸水世帯含む))によって救助用物資割当台帳を作成する	F-110 救助用物資割当台帳
3	住民部門は、生活必需物資の給与を実施する	3-1	物資・食料管理供給班は、物資の給与を実施する	3-1-1	生涯学習担当は、物資の給与を行う	S-82 物資割当に関する注意事項
				3-1-2	避難所が給与場所の場合、避難所責任者が物資の給与を行う	S-83 災害救助法による供給基準
				3-1-3	生涯学習担当は、給与の場所、日時を被災者に通知し、関連事項を記録する	
		3-2	物資・食料管理供給班は、給与の部員が不足する場合、応援を要請する	3-2-1	生涯学習担当は、関係部以外の部員に応援を要請する	
				3-2-2	生涯学習担当は、自主防災組織、ボランティア等に給与の協力を要請する	

部門		班		業務内容		摘要
4	住民部門は、生活必需物資の供給に関する記録を作成し、報告する	4-1	物資・食料管理供給班は、生活必需物資給与に関する記録を作成する	4-1-1	生涯学習担当は、生活必需物資に関する記録を作成し、整備保管する	F-58 救助実施記録日計表 F-59 救助の種目別物資受払状況 F-55 救助用物資引継書 F-110 救助用物資割当台帳 F-96 世帯構成員別被害状況報告書 F-97 物資の給与状況
		4-2	物資・食料管理供給班は、生活必需物資の給与状況を報告する	4-2-1	生涯学習担当は、物資の保管及び配分の状況を「救助日報」により、毎日可茂県事務所を經由して、県本部へ報告する	F-41 救助日報

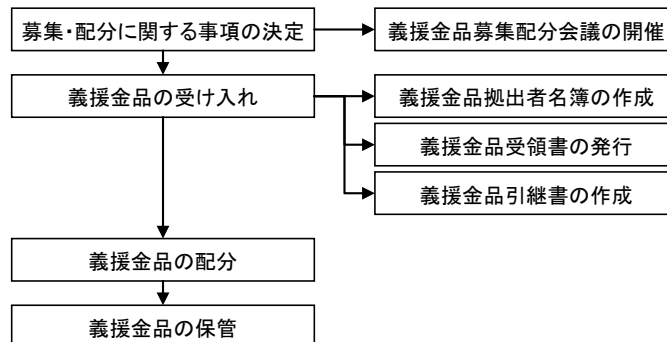
学用品支給



部門		班		業務内容		摘要
1	住民部門は、被災状況を把握する	1-1	学校・こども園調整班は、児童生徒の被災状況を調査する	1-1-1	教育総務担当は、被災児童生徒を調査する	
				1-1-2	教育総務担当は、被災児童生徒名簿を作成する	F-98 被災児童生徒名簿
		1-2	学校・こども園調整班は、教科書等の被災状況を調査する	1-2-1	教育総務担当は、被災教科書等について調査する	
				1-2-2	教育総務担当は、被災教科書報告書を作成する	F-99 被災教科書報告書
2	住民部門は、学用品を確保する	2-1	学校・こども園調整班は、必要な学用品等の数量を整理し、調達する	2-1-1	教育総務担当は、必要な教科書、文具品等の数量を整理する	S-84 学用品支給基準 S-85 確保すべき学用品
				2-1-2	教育総務担当は、教科書、文具品等を調達する	
				2-1-3	教育総務担当は、教科書等が調達困難な場合、被災教科書報告書を作成し、可茂県事務所に提出する	F-99 被災教科書報告書
3	住民部門は、学用品を配分する	3-1	学校・こども園調整班は、学用品等を割り当てる	3-1-1	教育総務担当は、児童生徒の被害区分を罹災者台帳による程度区分を照合し、児童生徒別に学用品の給与状況により割り当てる	
		3-2	学校・こども園調整班は、学用品等を支給する	3-2-1	教育総務担当は、児童・生徒に、学用品等を支給する	F-100 学用品引継書
				3-2-2	教育総務担当は、県本部から通知される学用品支給基準（1人当量）に基づき、児童生徒別に学用品の給与状況を作成する	F-101 学用品の給与状況
				3-2-3	教育総務担当は、避難等により支給できない児童・生徒の学用品等を保管する	
				3-2-4	教育総務担当は、学用品等の剰余物資があった場合、県本部に報告し、保管する	

部門		班		業務内容		摘要
4	住民部門は、学用品等の支給の実施状況を記録する	4-1	学校・こども園調整班は、諸記録を作成し、報告する	4-1-1	教育総務担当は、被災児童生徒名簿、被災教科書報告書、学用品引継書、学用品の給与状況、救助実施記録日計表、救助の種目別物資受払状況を作成し、可茂県事務所に報告する	F-98 被災児童生徒名簿 F-99 被災教科書報告書 F-100 学用品引継書 F-101 学用品の給与状況 F-58 救助実施記録日計表 F-59 救助の種目別物資受払状況

災害義援金品の募集・配分

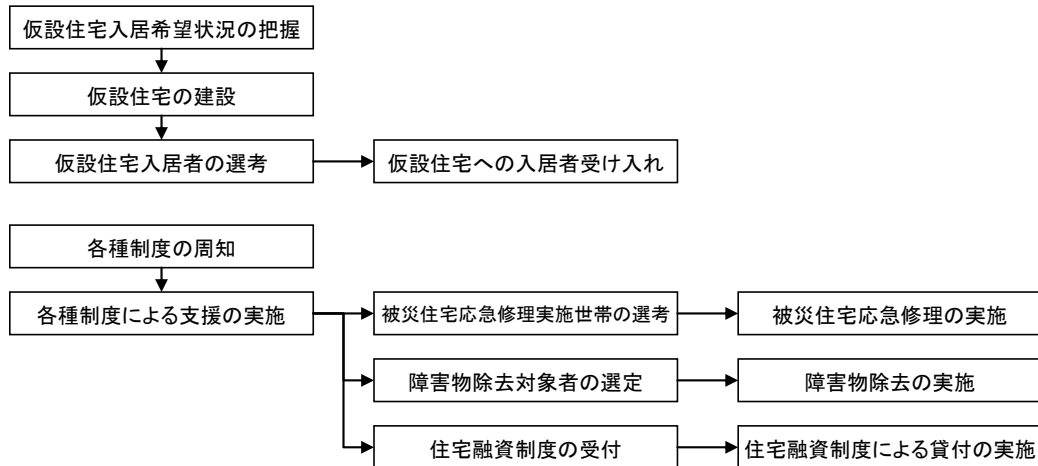


部	班	業務内容	摘要
1 事務部門は、義援金品の募集・配分方法を検討する	1-1 庶務班は、義援金品の募集・配分に関する事項を決定する	1-1-1 財政担当、会計室は、以下の関係機関の代表者を集め、義援金品の募集、配分会議を開催する 1. 日本赤十字社川辺町分区 2. 共同募金会 3. 区長会 4. 川辺町社会福祉協議会 5. 川辺町女性の会 6. 川辺町民生児童委員協議会 7. 警察機関	
		1-1-2 財政担当、会計室は、「義援金品募集、配分会議」において、募集・配分に関する事項を決定する	S-86 義援金品の募集配分基準
2 事務部門は、義援金品を受け付ける	2-1 庶務班は、義援金品を受け入れる	2-1-1 財政担当、会計室は、災害発生後、義援金品の受け入れを行う	
		2-1-2 財政担当、会計室は、義援金品拠出者名簿を作成する	F-102 義援金品拠出者名簿
		2-1-3 財政担当、会計室は、義援金品受領書を発行する	F-104 義援金品受領書
		2-1-4 財政担当、会計室は、義援金品の引継時、義援金品引継書を作成する	F-103 義援金品引継書
3 事務部門は、義援金品を配分する	3-1 庶務班は、義援金品の配分時期を検討し、配分を行う	3-1-1 財政担当、会計室は、義援金品の配分の時期を検討する	S-86 義援金品の募集配分基準
		3-1-2 財政担当、会計室は、義援金品を世帯等別に配分する	S-86 義援金品の募集配分基準
4 事務部門は、義援金品を保管する	4-1 庶務班は、義援金品を保管し、記録を作成する	4-1-1 財政担当、会計室は、銀行預金等により金銭を管理する	
		4-1-2 財政担当、会計室は、現金出納簿により出納の状況を記録する	F-105 現金出納簿
		4-1-3 財政担当、会計室は、義援金品受払簿を備え付け、受け入れから引き継ぎまたは配分までの状況を記録する	F-106 義援金品受払簿

罹災者の応急救助手続き等

罹災者台帳の作成 ↓ 被災に関する証明書の交付 ↓ 応急対策 ↓ 災害救助法適用の決定 ↓ 救助の実施状況の報告 罹災証明書の交付 罹災者旅行証明書の交付					
部門	班	業務内容	摘要		
1	事務部門は、罹災者台帳を作成する	1-1-1 情報班は、各世帯別の被害状況が判明した場合、罹災者台帳を作成する	1-1-1 税務担当は、罹災証明又は被災証明交付申請書兼被災証明書により申請を受け付け、罹災又は被災があったことを証明する	F-115 罹災証明又は被災証明交付申請書兼被災証明書	
		1-1-2 税務担当は、戸籍等の担当者と協力し、被害状況調査表に基づいて罹災者台帳を作成する	1-1-2 税務担当は、戸籍等の担当者と協力し、被害状況調査表に基づいて罹災者台帳を作成する	F-107 罹災者台帳 F-109 被害状況調査表	
		1-1-3 税務担当は、罹災者台帳に救助実施状況等を詳しく記載し、整備保管する	1-1-3 税務担当は、罹災者台帳に救助実施状況等を詳しく記載し、整備保管する		
		1-1-4 税務担当は、災害時の混乱等により罹災者台帳の作成が遅れる場合、被害状況調査表又は救助用物資割当台帳を一時的に利用する	1-1-4 税務担当は、災害時の混乱等により罹災者台帳の作成が遅れる場合、被害状況調査表又は救助用物資割当台帳を一時的に利用する	F-109 被害状況調査表 F-110 救助用物資割当台帳	
2	事務部門は、被災に関する証明書を交付する	2-1 情報班は、罹災証明書を交付する	2-1-1 税務担当は、罹災者台帳と照合し、罹災証明書を交付する	F-114 罹災証明書	
			2-1-2 税務担当は、罹災証明書に契印を行い、重複を避ける		
			2-1-3 税務担当は、救助用物資支給までに罹災証明書の交付を完了する		
	2-2	情報班は、被害認定再調査申請書を受け付けた場合、再度被害状況を調査する。	2-2-1 税務担当は、再調査の結果により、被害状況調査表の修正及び罹災証明書を再交付する	F-115 罹災証明又は被災証明交付申請書兼被災証明書	
	2-3	情報班は、罹災者旅行証明書を交付する	2-3-1 税務担当は、住家に被害を受けて居住できなくなり、一時縁故先等に避難する者から要請があった場合、罹災者旅行証明書を発行する	F-117 罹災者旅行証明書	

応急住宅対策



部		班		業務内容		摘要
1	インフラ部門は、住宅対策を周知する	1-1	インフラ庶務班は、住宅対策に関する各種制度を周知する	1-1-1	管理・庶務担当は、被災者に、住宅対策に関する各種制度を説明する	S-88 住宅確保等の種別及び順位 (融資制度)
2	インフラ部門は、仮設住宅を建設する	2-1	インフラ庶務班は、仮設住宅入居者を選考する	2-1-1	管理・庶務担当は、仮設住宅入居希望状況を把握する	S-88 住宅確保等の種別及び順位 (融資制度)
				2-1-2	管理・庶務担当は、仮設住宅入居予定者を選考する	S-89 応急住宅に関するその他の計画
				2-1-3	管理・庶務担当は、応急仮設住宅入居該当世帯調を作成し、県本部に報告する	F-128 応急仮設住宅入居該当世帯調
		2-2	インフラ庶務班は、仮設住宅を建設する	2-2-1	管理・庶務担当は、仮設住宅建設予定地を選定する	S-90 仮設住宅建設のための応援要請
				2-2-2	管理・庶務担当は、建設業者に、仮設住宅の建設を依頼する	
				2-2-3	管理・庶務担当は、可茂県事務所に、着工報告及び竣工報告を提出する	F-124 住宅総合災害対策報告書
		2-3	インフラ庶務班は、仮設住宅に入居者を受け入れる	2-3-1	管理・庶務担当は、仮設住宅に入居者を受け入れる	F-128 応急仮設住宅入居者台帳
3	インフラ部門は、被災住宅の応急修理を実施する	3-1	インフラ庶務班は、被災住宅応急修理を実施する世帯を選考する	3-1-1	管理・庶務担当は、被災住宅応急修理希望状況を把握する	S-89 応急住宅に関するその他の計画 F-128 住宅応急修理該当世帯調
				3-1-2	管理・庶務担当は、被災住宅応急修理予定者を選考する	
		3-2	インフラ庶務班は、被災住宅応急修理を実施する	3-2-1	管理・庶務担当は、住宅応急修理を実施する	F-123 住宅応急修理記録簿

部門		班		業務内容		摘要
				3-2-2	管理・庶務担当は、県本部健康福祉政策課に、着工報告及び竣工報告を提出する	
4	インフラ部門は、障害物を除去する	4-1	インフラ庶務班は、障害物の除去を実施する世帯を選考する	4-1-1	管理・庶務担当は、住宅又はその周辺に運ばれた土砂石、竹木等の状況を調査する	
				4-1-2	管理・庶務担当は、障害物除去希望状況を把握する	
				4-1-3	管理・庶務担当は、障害物除去予定世帯を選考する	F-120 障害物除去 該当世帯調
		4-2	インフラ庶務班は、障害物の除去を実施する	4-2-1	管理・庶務担当は、奉仕労力又は賃金職員を雇い上げ、障害物の除去作業を依頼する	F-121 障害物除去 記録簿
				4-2-2	管理・庶務担当は、障害物除去の実施状況を救助日報等に記録し、可茂県事務所に提出する	F-41 救助日報 F-124 住宅総合災害対策報告書 F-121 障害物除去 記録簿
5	インフラ部門は、低所得世帯等に対する住宅対策を支援する	5-1	インフラ庶務班は、低所得世帯等に対する住宅融資を実施する	5-1-1	管理・庶務担当は、各種住宅融資制度の適用基準を満たしているか確認する	S-88 住宅確保等の種別及び順位 (融資制度)
				5-1-2	福祉担当は、災害援護資金、母子福祉資金、寡婦福祉資金、災害援護金による申請を受け付ける	
				5-1-3	管理・庶務担当は、貸付額を決定し、被災者に貸し付ける	
		5-2	安否確認班は、生活保護法による家屋修理を実施する	5-2-1	福祉担当は、生活保護法による家屋修理の申請を受け付ける	S-89 応急住宅に関するその他の計画
				5-2-2	福祉担当は、家屋修理の実施の依頼、土砂等の除去費、屋根の雪下ろし費の支給を行う	
6	住民部門は、社会福祉施設への入所を支援する	6-1	安否確認班は、要介護者の社会福祉施設への入所を支援する	6-1-1	福祉担当は、災害により住宅に居住できなくなった要介護者等を、社会福祉施設に入所させる	

建築物等安全対策

建築物の安全対策の実施

応急危険度判定の実施

宅地危険度判定の実施

部		班		業務内容		摘要
1	インフラ部門は、被災建築物の安全対策を実施する	1-1	インフラ庶務班は、建築物の安全対策を実施する	1-1-1	管理・庶務担当は、被災建築物応急危険度判定実施本部を設置する	
				1-1-2	管理・庶務担当は、本部の設置について、県に連絡する	
				1-1-3	管理・庶務担当は、県に、判定支援要請を行い、被災建築物の応急危険度判定を実施する	
		1-2	インフラ庶務班は、宅地等の安全対策を実施する	1-2-1	管理・庶務担当は、宅地危険度判定の実施を検討する	
				1-2-2	管理・庶務担当は、危険度判定の対象区域及び対象宅地を決定し、県に実施を要請する	

愛玩動物等対策

愛玩動物の保護

愛玩動物収容施設の設置

適正な飼養の指導

脱走動物対策

部		班		業務内容		摘要	
1	インフラ部門は、 愛玩動物を保護する	1-1	被害調査班は、被災地域において動物を保護する	1-1-1	環境担当は、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力し、飼い主不明または負傷した愛玩動物を保護・収容・救助する		
				1-1-2	環境担当は、避難所の隣接地に、愛玩動物の収容施設を設置する		
				1-1-3	環境担当は、避難している愛玩動物について、適正な飼養を指導する		
	1-2	被害調査班は、逸走した特定動物への対策を実施する	1-2-1	環境担当は、特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、人への危害防止等必要な措置を講ずる			

第4編＜災害復旧・復興編＞

第2章 被災者の生活再建

生活支援

被災者の生活確保対策の実施

相談窓口の設置

支援金等の支給

税緩和措置

要保護児童の保護

子どものメンタルケア

物資・資材の供給確保

マニュアル編

部	班	業務内容	摘要
1 事務部門は、生活相談を実施する	1-1 庶務班は、相談窓口を設置し、要望事項等を聴取する	1-1-1 財政担当は、被災者のための相談窓口を設置する	
		1-1-2 財政担当は、相談窓口において、被災者からの苦情又は要望事項を聴取し、解決を図る	
2 事務部門は、被災者への支援金支給、貸付けを実施する	2-1 庶務班は、災害弔慰金・災害障害見舞金を支給する	2-1-1 財政担当、会計室は、災害弔慰金・災害障害見舞金の申し込みを受け付ける	
		2-1-2 財政担当、会計室は、支給額を決定し、被災者に支給する	
	2-2 庶務班は、被災者生活再建支援金を支給する	2-2-1 財政担当、会計室は、被災者生活再建支援金の申し込みを受け付ける	
		2-2-2 財政担当、会計室は、支給額を決定し、被災者に支給する	
3 事務部門は、税緩和措置を実施する	3-1 情報班は、租税の徴収猶予、減免措置を実施する	3-1-1 税務担当は、被災者に対する町税の徴収猶予、減免に関する対策を実施します	
4 住民部門は、児童に係る対策を実施する	4-1 学校・こども園調整班は、被災による要保護児童対策を実施する	4-1-1 こども園は、避難所における乳幼児の実態を把握し、要保護児童を児童相談所に通報する	
		4-1-2 こども園は、親族による受け入れ、養護施設への受け入れ等により、要保護児童を保護する	
		4-1-3 こども園は、保護者が災害復旧事業に従事することにより、保育に欠ける乳幼児をこども園に入所させる	

部		班		業務内容		摘要
5	住民部門は、メンタルケアを実施する	5-1	学校・こども園調整班は、子どものメンタルケアを実施する	5-1-1	教育総務・こども園担当は、子どもの精神不安定を解消するため、児童相談所においてメンタルケアを実施する	
6	インフラ部門は、物資の需給・価格動向を調査監視し、物価の安定を確保する	6-1	被害調査班は、物資、資材等を供給確保する	6-1-1	農林商工担当は、生活必需物資、復旧資材等の需給・価格動向を調査する	
				6-1-2	農林商工担当は、事業者に対して、供給体制の確保、在庫の放出、適正価格での供給等の行政指導を実施する	

災害援護資金等貸与

各支援金制度の希望者の調査

貸付・支給申請の受付

支援金の貸付・給付

部		班		業務内容		摘要
1	事務部門は、災害援護資金の貸し付けを実施する	1-1	庶務班は、災害援護資金の貸付を実施する	1-1-1	財政担当、会計室は、災害援護資金の貸付希望世帯を調査、選考する	S-93 災害援護資金の貸付条件
				1-1-2	財政担当、会計室は、災害援護資金の貸付を実施する	
		1-2	住民部門安否確認班は、生活福祉資金の貸付を実施する	1-2-1	町社会福祉協議会は、生活福祉資金の貸付申請を受け付け、申請内容を審査する	S-94 生活福祉資金の貸付条件
				1-2-2	町社会福祉協議会は、県社会福祉協議会に申請書を提出する	
				1-2-3	県社会福祉協議会は、申請者に資金を貸付ける	
		1-3	住民部門安否確認班は、母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付を実施する	1-3-1	福祉担当は、母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付申請を受け付け、申請内容を審査する	S-95 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付条件
				1-3-2	福祉担当は、県支部救助員を通じて、県本部子ども家庭班に申請書を提出する	
				1-3-3	福祉担当は、申請者に資金を貸付ける	